

令和5年版(旧)	令和8年版(新)																																
第1編 一般共通事項																																	
<p>1.1.1 施工マニュアルの使用にあたって</p> <p>横浜市建築局・一般社団法人神奈川県空調衛生工業会編集「機械設備工事施工マニュアル」令和5年版（以下「施工マニュアル」という）は、「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」（以下「特則仕様書」という）を補完するもので、「特則仕様書」の解説及び施工要領書として作成したものです。</p> <p>本書の構成は、「特則仕様書」に沿って編集され、「特則仕様書」と併用することにより円滑に工事が行われることを目的としています。</p> <p>なお、「施工マニュアル」は、機械設備工事のうち主な仕様及び施工例等を記載したものであり、仕様のすべてを網羅しているものではありません。詳細は監督員と十分協議の上、施工してください。</p>	<p>1.1.1 施工マニュアルの使用にあたって</p> <p>横浜市建築局・一般社団法人神奈川県空調衛生工業会編集「機械設備工事施工マニュアル」（以下「施工マニュアル」という）は、「横浜市建築局機械設備工事特則仕様書」（以下「特則仕様書」という）を補完するもので、「特則仕様書」の解説及び施工要領書として作成したものである。</p> <p>本書の構成は、「特則仕様書」に沿って編集され、「特則仕様書」と併用することにより円滑に工事が行われることを目的としている。</p> <p>なお、「施工マニュアル」は、機械設備工事のうち主な仕様及び施工例等を記載したものであり、仕様のすべてを網羅しているものではない。詳細は監督員と十分協議の上、施工すること。</p>																																
<p>1.1.6 工事実績情報の登録</p> <p>請負人は、請負金額 500 万円以上の工事については、工事実績情報として（財）日本建築情報総合センターの定めるところにより、「工事実績データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受け、監督員の記名、押印及び電子メールアドレスの記入を受けた後、工事実績情報システム（CORINS）に登録する。また、登録確認後は、同センターが発行する登録内容確認書を監督員に提出する。なお、登録時期及び期間は次による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">登録時期</th> <th style="text-align: center;">登録期間 ※1</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受注登録</td> <td style="text-align: center;">工事受注時</td> <td style="text-align: center;">契約締結後10日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更登録</td> <td style="text-align: center;">登録内容の変更時</td> <td style="text-align: center;">変更契約締結後10日以内</td> <td style="text-align: center;">工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする ※2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竣工登録</td> <td style="text-align: center;">工事完成時</td> <td style="text-align: center;">工事完成後10日以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 期間には、「横浜市の休日定める条例」で定められた休日は含まない。</p> <p>※2 変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。</p>	種類	登録時期	登録期間 ※1	備考	受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内		変更登録	登録内容の変更時	変更契約締結後10日以内	工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする ※2	竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内		<p>1.1.6 工事実績情報の登録</p> <p>請負人は、請負金額 500 万円以上の工事については、工事実績情報として（財）日本建築情報総合センターの定めるところにより、「工事実績データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」により、監督員の確認を受け、監督員の記名、押印及び電子メールアドレスの記入を受けた後、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する。また、登録確認後は、同センターが発行する登録内容確認書を監督員に提出する。なお、登録時期及び期間は次による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種類</th> <th style="text-align: center;">登録時期</th> <th style="text-align: center;">登録期間 ※1</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">受注登録</td> <td style="text-align: center;">工事受注時</td> <td style="text-align: center;">契約締結後10日以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変更登録</td> <td style="text-align: center;">登録内容の変更時</td> <td style="text-align: center;">変更契約締結後10日以内</td> <td style="text-align: center;">工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする ※2 ※3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竣工登録</td> <td style="text-align: center;">工事完成時</td> <td style="text-align: center;">工事完成後10日以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 期間には、「横浜市の休日定める条例」で定められた休日は含まない。</p> <p>※2 変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できるものとする。</p> <p>※3 公共建築工事標準仕様書と運用が違うので注意すること。</p>	種類	登録時期	登録期間 ※1	備考	受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内		変更登録	登録内容の変更時	変更契約締結後10日以内	工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする ※2 ※3	竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内	
種類	登録時期	登録期間 ※1	備考																														
受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内																															
変更登録	登録内容の変更時	変更契約締結後10日以内	工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする ※2																														
竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内																															
種類	登録時期	登録期間 ※1	備考																														
受注登録	工事受注時	契約締結後10日以内																															
変更登録	登録内容の変更時	変更契約締結後10日以内	工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとする ※2 ※3																														
竣工登録	工事完成時	工事完成後10日以内																															

<p>1.1.7 建設副産物情報交換システム（COBRIS）の提出</p> <p>再生資源（対象再生資源：土砂・砕石・加熱アスファルト混合物）の利用または建設副産物（対象建設副産物：建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材）が発生する場合、請負者は、当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として、書類をシステムで作成し提出する。</p>	<p>1.1.7 建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）の提出</p> <p>再生資源（対象再生資源：土砂・砕石・加熱アスファルト混合物）の利用または建設副産物（対象建設副産物：建設発生土・コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材）が発生する場合、請負者は、当該工事に関する必要な情報を登録し、入力の確認として、書類をシステムで作成し提出する。また、再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書及び確認結果票を掲示する。</p>
<p>1.1.9 工事現場等における施工体制の点検</p> <p>請負人は、本市が行う「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施工に伴う工事現場における適正な施工の確保のための点検作業を受けなければならない。</p> <p>(1) 点検の適用対象は、次のとおり。</p> <p>① 監理技術者及び主任技術者の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,000万円以上のもの）について行う。</p> <p>② 施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第24条の7に該当する工事（下請契約の金額にかかわらず）について行う。</p> <p>③ 横浜市が必要と認める工事</p> <p>(2) 点検内容は、次のとおり。</p> <p>① 監理技術者等資格の確認</p> <p>② 配置予定技術者と通知に基づく監理技術者等の同一性の確認</p> <p>③ 現場の専任状況の点検</p> <p>④ 施工体制台帳の点検</p> <p>⑤ 施工体系図の点検</p> <p>⑥ 施工体制の把握</p> <p>⑦ CORINS登録（工事カルテ）の点検</p> <p>⑧ 施工中の建設業許可を示す標識等の点検</p> <p><以下略></p>	<p>1.1.9 工事現場等における施工体制の点検</p> <p>請負人は、本市が行う「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施工に伴う工事現場における適正な施工の確保のための点検作業を受けなければならない。</p> <p>(1) 点検の適用対象は、次のとおり。</p> <p>① 監理技術者及び主任技術者の専任に関する点検は、建設業法第26条第3項に該当する工事（請負金額が4,500万円以上のもの）について行う。</p> <p>② 施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第24条の7に該当する工事（下請契約の金額にかかわらず）について行う。</p> <p>③ 横浜市が必要と認める工事</p> <p>(2) 点検内容は、次のとおり。</p> <p>① 監理技術者等資格の確認</p> <p>② 配置予定技術者と通知に基づく監理技術者等の同一性の確認</p> <p>③ 現場の専任状況の点検</p> <p>④ 施工体制台帳の点検</p> <p>⑤ 施工体系図の点検</p> <p>⑥ 施工体制の把握</p> <p>⑦ コリンズ登録（工事カルテ）の点検</p> <p>⑧ 施工中の建設業許可を示す標識等の点検</p> <p><以下略></p>

1.1.10 発生材の処理等
 <中略>
 (5) (3)及び(4)以外のものは全て構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「家電リサイクル法」、「フロン排出抑制法」「アスベスト関連法令」その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告する。

1.1.10 発生材の処理等
 <中略>
 (5) (3)及び(4)以外のものは全て構外に搬出し、「**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」、「家電リサイクル法」、「フロン排出抑制法」「アスベスト関連法令」その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告する。

1.3.1 施工管理
 <中略>
 (3) 監理技術者又は主任技術者の専任他は下表のとおり。

請負金額	4,000万円以上		4,000～500万円	500万円未満
下請金額合計	4,500万円以上	4,500万円未満		
建設業の許可	特定建設業	一般建設業		
現場技術者技術者の専任	監理技術者(専任)	主任技術者(専任)	主任技術者(専任不要)	
技術者の資格	工事請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもの			
	一級国家資格者 または 大臣特別認定者	一級国家資格者 または、二級国家資格者 または実務経験者		
CORINS登録	CORINS		登録不要	

1.3.1 施工管理
 <中略>
 (3) 監理技術者又は主任技術者の専任他は下表のとおり。

請負金額	4,000万円以上		4,000～500万円	500万円未満
下請金額合計	4,500万円以上	4,500万円未満		
建設業の許可	特定建設業	一般建設業		
現場技術者技術者の専任	監理技術者(専任)	主任技術者(専任)	主任技術者(専任不要)	
技術者の資格	工事請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるもの			
	一級国家資格者 または 大臣特別認定者	一級国家資格者 または、二級国家資格者 または実務経験者		
コリンズ登録	コリンズ		登録不要	

1.3.5 施工中の安全確保及び環境保全
 <中略>
 (7) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、**火気の取扱い**に十分注意するとともに、適切な消火設備、防火シート等を設ける等、火災の防止措置をとる。
 (8) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。
 (9) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告する。
 ① 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行い、あらかじめその概要を監督員に報告する。
 ② 工事に関して、第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は、**監督員に報告し指示に従う**。
 <以下略>

1.3.5 施工中の安全確保及び環境保全
 <中略>
 (7) 火気の使用や溶接作業等を行う場合は、**火花等の飛散**に十分注意するとともに、適切な消火設備、防火シート等を設ける等、火災の防止措置をとる。
 (8) 工事施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。
 (9) 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告する。
 ① 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行い、あらかじめその概要を監督員に報告する。
 ② 工事に関して、第三者からの説明の要求又は苦情があった場合は、**直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告のうえ、対応を行う**。
 <以下略>

<p>1.3.11 改修工事における注意点</p> <p><中略></p> <p>(4) 記載なし</p>	<p>1.3.11 改修工事における注意点</p> <p><中略></p> <p>(4) 石綿を含有する資材等の調査</p> <p>① あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿を含有する資材等の事前調査を行う。</p> <p>(a) 事前調査は、既存の設計図書、石綿を含有する資材等の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。</p> <p>(b) 分析調査は、特記による。</p> <p>なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」に基づき定性分析又は定量分析を行う。</p> <p>(c) (a)の事前調査及び(b)の分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定める者が行う。</p> <p>(d) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。</p>																						
<p>1.5.2 撮影要領</p> <p><中略></p> <p>(8) その他「営繕工事写真撮影要領(R5年版)、工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編(H30年版)」を参考にする。</p>	<p>1.5.2 撮影要領</p> <p><中略></p> <p>(8) その他「営繕工事写真撮影要領(R5年版)、工事写真撮影ガイドブック機械設備工事編(R5年版)」を参考にする。</p>																						
<p>1.5.4 工事写真の撮影対象と撮影内容</p> <p><中略></p> <p>(4) 施工中</p> <table border="1" data-bbox="183 997 1003 1461"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>撮影対象</th> <th>撮影内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項 (一般)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発生材 障害物 隠ぺい部分 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書により、引渡しをするものの整理状況 処理状況 隠ぺい部分となる箇所全般 他業種とのダクト及び配管の納まり </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通事項 (機器)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> インサート、吊り金物 耐震支持金物 スリーブ 配管 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 取り付け状態 種別ごとの主要箇所 開口部の補強状態、主要箇所 接続方法、接続工法 機器廻りの配管施工時 配管方法及び支持、固定箇所 壁、床貫通箇所 穴埋め補修の状態 保温施工状態 隠ぺい部、天井配管状況(各階別) </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 塗装 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配管、支持金物の塗装状態 配管接合部の錆止め 亜鉛めっき面の素地こしらえ(エッチングプライマー) 下塗り・中塗り・上塗り(仕様がわかるように) </td> </tr> </tbody> </table>	種別	撮影対象	撮影内容	共通事項 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> 発生材 障害物 隠ぺい部分 	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書により、引渡しをするものの整理状況 処理状況 隠ぺい部分となる箇所全般 他業種とのダクト及び配管の納まり 	共通事項 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> インサート、吊り金物 耐震支持金物 スリーブ 配管 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け状態 種別ごとの主要箇所 開口部の補強状態、主要箇所 接続方法、接続工法 機器廻りの配管施工時 配管方法及び支持、固定箇所 壁、床貫通箇所 穴埋め補修の状態 保温施工状態 隠ぺい部、天井配管状況(各階別) 	<ul style="list-style-type: none"> 塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 配管、支持金物の塗装状態 配管接合部の錆止め 亜鉛めっき面の素地こしらえ(エッチングプライマー) 下塗り・中塗り・上塗り(仕様がわかるように) 	<p>1.5.4 工事写真の撮影対象と撮影内容</p> <p><中略></p> <p>(4) 施工中</p> <table border="1" data-bbox="1225 997 2045 1461"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>撮影対象</th> <th>撮影内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通事項 (一般)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発生材 障害物 隠ぺい部分 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書により、引渡しをするものの整理状況 処理状況 隠ぺい部分となる箇所全般 他業種とのダクト及び配管の納まり </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通事項 (機器)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> インサート、吊り金物 耐震支持金物 スリーブ 配管 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 取り付け状態 種別ごとの主要箇所 開口部の補強状態、主要箇所 接続方法、接続工法 機器廻りの配管施工時 配管方法及び支持、形鋼振れ止め支持箇所 壁、床貫通箇所 穴埋め補修の状態 保温施工状態 隠ぺい部、天井配管状況(各階別) </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 塗装 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 配管、支持金物の塗装状態 配管接合部の錆止め 亜鉛めっき面の素地こしらえ(エッチングプライマー) 下塗り・中塗り・上塗り(仕様がわかるように) </td> </tr> </tbody> </table>	種別	撮影対象	撮影内容	共通事項 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> 発生材 障害物 隠ぺい部分 	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書により、引渡しをするものの整理状況 処理状況 隠ぺい部分となる箇所全般 他業種とのダクト及び配管の納まり 	共通事項 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> インサート、吊り金物 耐震支持金物 スリーブ 配管 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け状態 種別ごとの主要箇所 開口部の補強状態、主要箇所 接続方法、接続工法 機器廻りの配管施工時 配管方法及び支持、形鋼振れ止め支持箇所 壁、床貫通箇所 穴埋め補修の状態 保温施工状態 隠ぺい部、天井配管状況(各階別) 	<ul style="list-style-type: none"> 塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 配管、支持金物の塗装状態 配管接合部の錆止め 亜鉛めっき面の素地こしらえ(エッチングプライマー) 下塗り・中塗り・上塗り(仕様がわかるように)
種別	撮影対象	撮影内容																					
共通事項 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> 発生材 障害物 隠ぺい部分 	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書により、引渡しをするものの整理状況 処理状況 隠ぺい部分となる箇所全般 他業種とのダクト及び配管の納まり 																					
共通事項 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> インサート、吊り金物 耐震支持金物 スリーブ 配管 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け状態 種別ごとの主要箇所 開口部の補強状態、主要箇所 接続方法、接続工法 機器廻りの配管施工時 配管方法及び支持、固定箇所 壁、床貫通箇所 穴埋め補修の状態 保温施工状態 隠ぺい部、天井配管状況(各階別) 																					
	<ul style="list-style-type: none"> 塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 配管、支持金物の塗装状態 配管接合部の錆止め 亜鉛めっき面の素地こしらえ(エッチングプライマー) 下塗り・中塗り・上塗り(仕様がわかるように) 																					
種別	撮影対象	撮影内容																					
共通事項 (一般)	<ul style="list-style-type: none"> 発生材 障害物 隠ぺい部分 	<ul style="list-style-type: none"> 特記仕様書により、引渡しをするものの整理状況 処理状況 隠ぺい部分となる箇所全般 他業種とのダクト及び配管の納まり 																					
共通事項 (機器)	<ul style="list-style-type: none"> インサート、吊り金物 耐震支持金物 スリーブ 配管 	<ul style="list-style-type: none"> 取り付け状態 種別ごとの主要箇所 開口部の補強状態、主要箇所 接続方法、接続工法 機器廻りの配管施工時 配管方法及び支持、形鋼振れ止め支持箇所 壁、床貫通箇所 穴埋め補修の状態 保温施工状態 隠ぺい部、天井配管状況(各階別) 																					
	<ul style="list-style-type: none"> 塗装 	<ul style="list-style-type: none"> 配管、支持金物の塗装状態 配管接合部の錆止め 亜鉛めっき面の素地こしらえ(エッチングプライマー) 下塗り・中塗り・上塗り(仕様がわかるように) 																					

<p>空調設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器据え付け（ポンプ、ファン、空調機、タンク類、換気扇、温水器） ・試運転調整 ・保温、防音 ・各種（フィルター、ダンパー、ガラリ、ダクト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎取り付けアンカーボルトの状況 ・防振架台の組み立て状況 ・機器取り付け金具の施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの芯出し状況、ファンベルトの調整状況 ・試運転状況等 ・チャンパー類の内貼り状態（隠ぺい部、天井内を含む） ・施工工程順の状況（仕様が判別できるように） ・ダクト鉋付けの状態（特に内部及び上面部） ・見切りバンド部（主要箇所） ・機具取り付け状態（隠ぺい部、天井内を含む） ・吹出口内、見掛り部の塗装 ・ダクト吊り込み状態（隠ぺい部、天井内を含む） 	<p>衛生設備（一部共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設配管等 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削状況及び深さ ・埋め戻し前の配管状態 ・埋め戻し状態（埋戻し復旧順に） ・給水管分岐箇所の配管状態 ・異種配管の交差状況 ・屋外排水管とますとの接合状態 ・ますの割栗石、コンクリートの厚さ 		<p>空調設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器据え付け（ポンプ、ファン、空調機、タンク類、換気扇、温水器） ・試運転調整 ・保温、防音 ・各種（フィルター、ダンパー、ガラリ、ダクト） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎取り付けアンカーボルトの状況 ・防振架台の組み立て状況 ・機器取り付け金具の施工状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプの芯出し状況、ファンベルトの調整状況 ・試運転状況等 ・チャンパー類の内貼り状態（隠ぺい部、天井内を含む） ・施工工程順の状況（仕様が判別できるように） ・ダクト鉋付けの状態（特に内部及び上面部） ・見切りバンド部（主要箇所） ・機具取り付け状態（隠ぺい部、天井内を含む） ・吹出口内、見掛り部の塗装 ・ダクト吊り込み状態（隠ぺい部、天井内を含む） 	<p>衛生設備（一部共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋設配管等 	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削状況及び深さ ・埋め戻し前の配管状態 ・埋め戻し状態（埋戻し復旧順に） ・給水管分岐箇所の配管状態 ・異種配管の交差状況 ・屋外排水管とますとの接合状態 ・ますの割栗石、コンクリートの厚さ 	
<p>1.6.1 完成図書</p> <p>請負人は、工事目的物引渡しの時に下記の物品を本市に引き渡す。</p> <p><中略></p> <p>(3) 使用材料等一覧表</p> <p>工事に使用した材料等の一覧表を作成する。なお、工事用材料等承諾願の承諾返却されたものと兼ねてもよい。</p> <p>(4) 機器完成図</p> <p>機器承諾図で承諾された機器の完成図をファイルする。</p> <p><以下略></p>					<p>1.6.1 完成図書</p> <p>請負人は、工事目的物引渡しの時に下記の物品を本市に引き渡す。</p> <p><中略></p> <p>(3) 使用材料等一覧表</p> <p>工事に使用した材料等の一覧表を作成する。なお、工事用材料等承諾願の承諾返却されたものと兼ねてもよい。</p> <p>(4) 機器完成図</p> <p>工事用材料等承諾願で承諾された機器の完成図をファイルする。</p> <p><以下略></p>						

令和5年版(旧)

令和8年版(新)

第2編 共通工事

1.1.2 スリーブ

<中略>

(2) スリーブの種類

<表略>

種類	材 料	仕 様
スリーブ	亜鉛鉄板製	スリーブ径 200mm 以下は厚さ 0.4mm 以上、200mm を超えるもの（上限が 350mm）は厚さ 0.6mm 以上
	鋼管製	白管
	つば付き鋼管製	黒管に厚さ 6mm、つば幅 50mm 以上の鋼板を溶接し、さび止め塗装したもの
	塩化ビニル管	VP、VU、RFVP、RSVU
仮枠	紙製	変形防止措置を講じる 配管施工前に仮枠を必ず取り除く

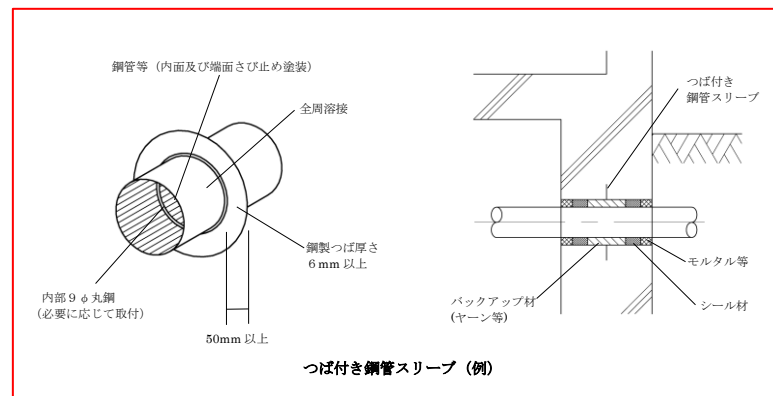
1.1.2 スリーブ

<中略>

(2) スリーブの種類

<表略>

種類	材 料	仕 様
スリーブ	亜鉛鉄板製	スリーブ径 200mm 以下は厚さ 0.4mm 以上、200mm を超えるもの（上限が 350mm）は厚さ 0.6mm 以上
	鋼管製	白管
	つば付き鋼管製	黒管に厚さ 6mm、つば幅 50mm 以上の鋼板を溶接し、さび止め塗装したもの
	塩化ビニル管	VP、VU、RFVP、RSVU
仮枠	紙製	変形防止措置を講じる 配管施工前に仮枠を必ず取り除く



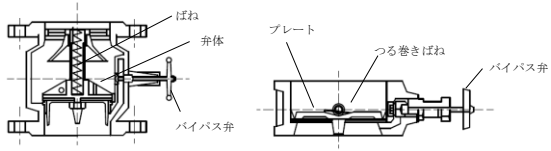
1.1.3 箱入れ
 <中略>
 (2) 開口部の補強 (壁、床、梁)
 配筋ピッチ以上の径の場合及び鉄筋を切断する場合は、開口部とみなし補強筋を入れる。(建築工事請負人が施工するので打合せを行う)

1.1.3 箱入れ
 <中略>
 (2) 開口部の補強 (壁、床、梁)
 配筋ピッチ以上の径の場合及び鉄筋を切断する場合は、開口部とみなし補強筋を入れる。(建築工事請負人が施工するので打合せを行う)

The image contains two technical diagrams illustrating reinforcement methods. The left diagram shows a plan view of a rectangular opening in a floor slab. It details the arrangement of reinforcement bars: horizontal bars with $(N_1/2)$ bars on each side, vertical bars with N_2 bars on each side, and diagonal bars with N_1 bars on each side. A note specifies N : 鉄筋の本数 (Number of reinforcement bars) and $D10$ for the bar diameter. The right diagram is a 3D perspective view of a wall opening. It shows a '貫通補強筋' (through reinforcement bar) and a 'スリーブ' (sleeve) used for reinforcement around the opening.

1.2.1 配管材料
 主な配管材料及び用途を次に示す。なお、使用管材は特記による。
 <表内>
 ビニル管
 WWA K132

1.2.1 配管材料
 主な配管材料及び用途を次に示す。なお、使用管材は特記による。
 <表内>
 塩ビ管
 JWWA K132

<p>1.2.2 配管附属品</p> <p>(1) 一般用弁及び栓</p> <p><中略></p> <p>⑥ 給湯器に接続する給水管には、逆止機能付ボール弁等を設ける。</p>	<p>1.2.2 配管附属品</p> <p>(1) 一般用弁及び栓</p> <p><中略></p> <p>⑥ 給湯器に接続する給水管には、逆止機能付ボール弁等を設ける。</p> <div data-bbox="1128 288 1888 517" style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center;">  <p>衝撃吸収式逆止弁 (例)</p> </div>
<p>1.2.3 計器その他</p> <p>(1) 圧力計、連成計及び水高計</p> <p>① 圧力計及び連成計は、JIS B 7505（ブルドン管圧力計）によるものとしコック付きとする。</p> <p>② 水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能型とする。</p> <p>③ 目盛には使用圧力を示す赤針（設置針）を付け、最高目盛は使用圧力の 1.5 倍～3 倍、連成計の真空側目盛は 0.1Mpa とする。</p> <p>④ 水高計の水高の目盛は最高水高の 1.5 倍程度とする。</p> <p>⑤ 目盛板の外径は、ポンプ廻りにおいては 75mm 以上、その他は 100mm 以上とする。</p> <p><以下略></p>	<p>1.2.3 計器その他</p> <p>(1) 圧力計、連成計及び水高計</p> <p>① 圧力計及び連成計は、JIS B 7505（ブルドン管圧力計）によるものとしコック付きとする。</p> <p>② 水用で凍結防止が必要な場合のコックは、水抜き可能型とする。</p> <p>③ 目盛には使用圧力を示す赤針（設置針）を付け、最高目盛は使用圧力の 1.5 倍～3 倍、連成計の真空側目盛は 0.1Mpa とする。</p> <p>④ 水高計の水高の目盛は最高水高の 1.5 倍程度とする。</p> <p>⑤ 圧力計及び連成計の目盛板の外径は 100mm とする。また、水高計の目盛板の外径はポンプ廻りにおいては 75mm 以上、その他は 100mm 以上とする。</p> <p><以下略></p>
<p>1.2.6 レベルスイッチ</p> <p>(1) レベルスイッチは、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びブリレーからなり、作動確実なものとする。</p> <p>(2) 汚水タンク、雑排水タンク等に使用する場合は、必要に応じ係留用のウエイト付きロープ又はステンレス管を設ける。なお、接液部は合成樹脂製又はステンレス鋼製とする。</p> <p><以下略></p>	<p>1.2.6 フロート式レベルスイッチ</p> <p>(1) フロート式レベルスイッチは、液面の上下に伴い、傾斜角度が変わるスイッチ内蔵のフロート、ケーブル、端子ボックス及びブリレーからなり、作動確実なものとする。</p> <p>(2) 汚水タンク、雑排水タンク等に使用する場合は、必要に応じ係留用のウエイト付きロープ又はステンレス管を設ける。なお、接液部は合成樹脂製又はステンレス鋼製とする。</p> <p><以下略></p>

1.3.1 一般事項

(1) 配管施工に先立ち、他の設備配管類及び機器との関連事項については詳細に検討を行い、勾配を考慮して、その位置を正確に決定する。

(2) 建築物内に施工する場合は、工事の進ちょくに伴う吊り金物及び支持金物等の取り付け並びに管スリーブの埋め込みを遅滞なく行う。

(3) 紙製仮枠（紙製スリーブ）を使用した部分は、配管施工前に必ず紙製スリーブを取り外し、配管施工後にすき間をモルタル・ロックウール等で埋め戻す。

(4) 主管より左右に分岐する場合は、必ずチーズを下図のように正しく使用するものとし、クロス継手は使用しない。ただし、小便器自動洗浄配管、通気管及びスプリンクラー消火配管を除く。

<以下略>

1.3.4 伸縮継手の配管要領

(1) 特記により伸縮管継手を備える配管は、伸縮の起点として有効な固定及びガイドを設ける。鋼管等は温度変化に応じて軸方向に伸縮する。このため、配管に無理な力が掛からないように伸縮管を設置する。

1.3.1 一般事項

(1) 配管施工に先立ち、他の設備配管類及び機器との関連事項については詳細に検討を行い、勾配を考慮して、その位置を正確に決定する。

(2) **配管**を建築物内に施工する場合は、工事の進ちょくに伴う吊り金物及び支持金物等の取り付け並びに管スリーブの埋め込みを遅滞なく行う。

(3) **配管のスリーブ**に紙製仮枠（紙製スリーブ）を使用した部分は、配管施工前に必ず紙製スリーブを取り外し、配管施工後にすき間をモルタル・ロックウール等で埋め戻す。

(4) 主管より左右に分岐する場合は、必ずチーズを下図のように正しく使用するものとし、クロス継手は使用しない。ただし、小便器自動洗浄配管、通気管及びスプリンクラー消火配管を除く。

<以下略>

1.3.4 伸縮継手の配管要領

(1) 特記により伸縮管継手を備える配管は、伸縮の起点として有効な固定及びガイドを設ける。鋼管等は温度変化に応じて軸方向に伸縮する。このため、配管に無理な力が掛からないように伸縮管を設置する。

The diagram illustrates two types of expansion joints: '単式伸縮継手' (Single Expansion Joint) and '複式伸縮継手' (Double Expansion Joint). Both diagrams show a horizontal pipe with a central expansion joint. The single joint has one fixed point (marked with an 'X') on each side of the joint. The double joint has two fixed points on each side. Guides (labeled 'ガイド') are shown as rectangular blocks on the pipe, with arrows indicating their placement relative to the fixed points. A legend indicates that the guide position is approximately 4 times the diameter of the pipe (represented by the symbol φ) and that the 'X' marks are fixed points.

<以下略>

1.4.1 一般事項

機器廻りの配管は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるために次の**固定又は支持**を行う。冷凍機、ポンプ等に接続する呼び径 100 以上の配管は、原則として床又は、天井スラブ近傍より**固定**する。

(1) 呼び径 80 以下の配管、空気調和機及びタンク類に接続する配管は、形鋼振れ止め支持とする。

<以下略>

1.4.1 一般事項

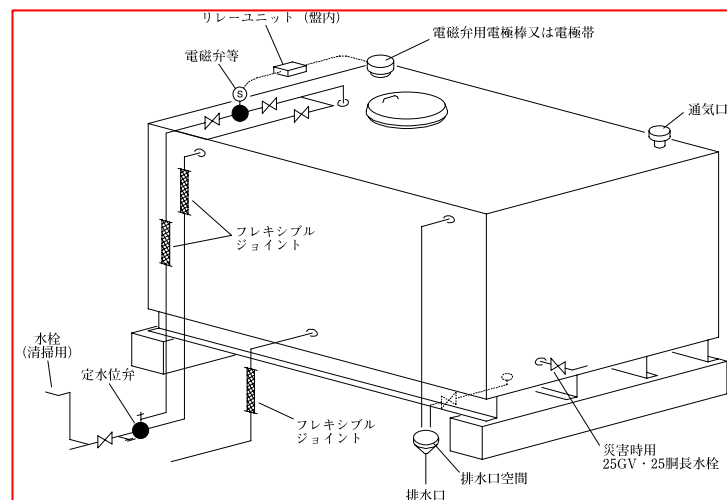
機器廻りの配管は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるために次の**形鋼振れ止め支持**を行う。冷凍機、ポンプ等に接続する呼び径 100 以上の配管は、原則として床又は、天井スラブ近傍より**形鋼振れ止め支持**する。

(1) 呼び径 80 以下の配管、空気調和機及びタンク類に接続する配管は、形鋼振れ止め支持とする。

<以下略>

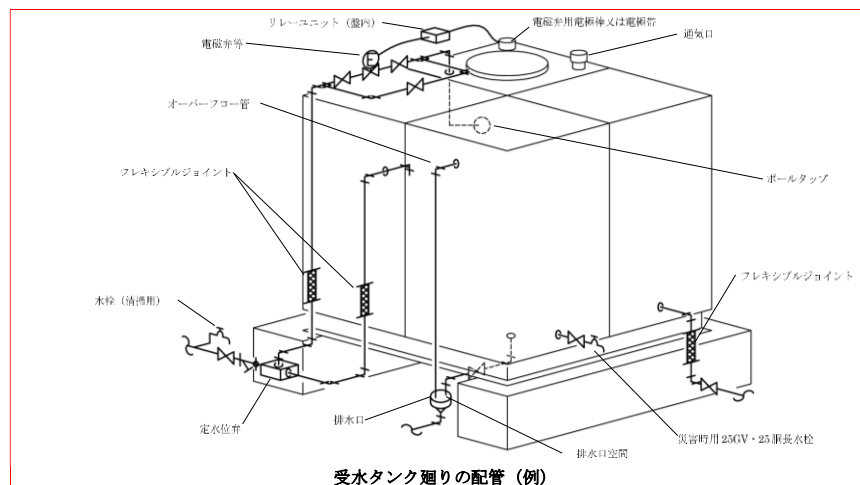
1.4.7 タンク類

(1) 受水タンク

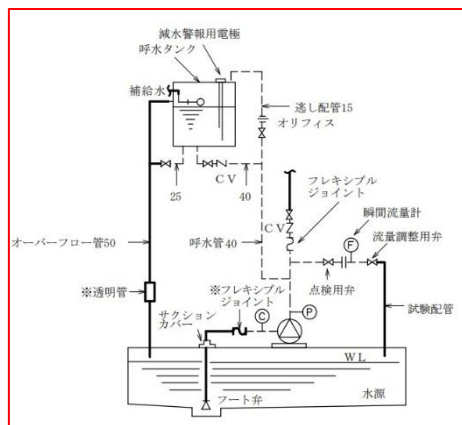


1.4.7 タンク類

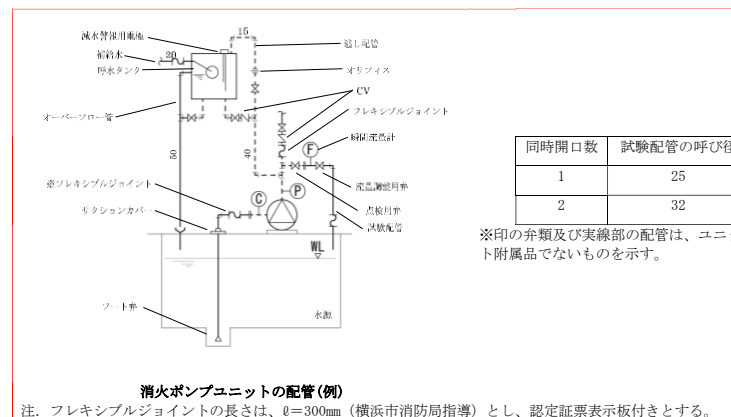
(1) 受水タンク



1.4.8 消火ポンプユニット



1.4.8 消火ポンプユニット



1.5.2 冷媒配管

<中略>

- (12) 冷媒管の立て管は、管の熱伸縮量を頂部及び最下部において吸収する措置を講ずる。
- (13) 冷媒用銅管の立て管は、立て管長の中間部で1箇所固定する。
- (14) 冷媒ガスを扱う作業者は、第一種または第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格保持者とする。

1.5.2 冷媒配管

<中略>

- (12) 冷媒管の立て管は、管の熱伸縮量を頂部及び最下部において吸収する措置を講ずる。**また、立て管の振れ止めは、形鋼による支持に代えて、冷媒用銅管用の支持材を用いてもよい。**
 - (13) 冷媒用銅管の立て管は、立て管長の中間部で1箇所固定し、**他は配管の温度変化による伸縮を妨げない支持とする。**
 - (14) 冷媒ガスを扱う作業者は、第一種または第二種冷媒フロン類取扱技術者の資格保持者とする。
- <以下略>

1.5.3 給水配管

<中略>

- (3) 配管中の空気溜りにはエア抜き弁又は吸排気弁を、**泥溜りには排泥弁を設ける。排泥弁の大きさは、管と同径とし、管の呼び径が25Aを越えるものは呼び径25Aとする。**
- (4) クロスコネクションをしない。

1.5.3 給水配管

<中略>

- (3) 配管中の空気溜りにはエア抜き弁又は吸排気弁を**設ける。**
- (4) クロスコネクションをしない。

<p>1.5.5 排水・通気配管</p> <p><中略></p> <p>(2) 次のものからの排水は間接排水とする。</p> <p>① 食品冷蔵容器、厨房用機器、洗濯用機器（業務用）、医療用機器及び水飲器</p> <p>② 冷凍機及び冷却塔並びに冷媒又は熱媒として水を使用する装置</p> <p>③ 空気調和用機器</p> <p>④ 水用タンク、貯湯タンク、熱交換器その他これに類する機器</p> <p>⑤ 給湯及び水用各種ポンプ装置その他同種機器</p> <p>⑥ 消火栓系統及びスプリンクラー系統のドレン管</p> <p><中略></p> <p>(6) 排水立管の最下部は、必要に応じて支持台を設け固定する。</p> <p><中略></p> <p>(8) 排水管の合流方法</p> <p>排水横枝管の合流は、排水横主管に対して 45° 以内の鋭角をもって水平に近く合流させる。</p> <p><以下略></p>	<p>1.5.5 排水・通気配管</p> <p><中略></p> <p>(2) 次のものからの排水は間接排水とする。</p> <p>① 食品冷蔵容器、厨房用機器、洗濯用機器（業務用）、医療用機器及び水飲器</p> <p>② 冷凍機及び冷却塔並びに冷媒又は熱媒として水を使用する装置</p> <p>③ 空気調和用機器</p> <p>④ 水用タンク、貯湯タンク、熱交換器その他これに類する機器</p> <p>⑤ 給湯及び水用各種ポンプ装置その他同種機器</p> <p><中略></p> <p>(6) 排水立て管の最下部は、必要に応じて、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 施工16(立て管の床固定要領)により、支持台を設け固定する。</p> <p><中略></p> <p>(8) 排水管の合流方法</p> <p>ドレン配管を除き、排水横枝管の合流は、排水横主管に対して 45° 以内の鋭角をもって水平に近く合流させる。</p> <p><以下略></p>
<p>1.5.6 配管勾配</p> <p><表内注記></p> <p>注. ドレン管勾配は、原則として、1/100 以上とする。</p>	<p>1.5.6 配管勾配</p> <p><表内注記></p> <p>注. ドレン配管勾配は、原則として、1/100 以上とする。</p>

1.6.1 一般事項

(1) 管は、すべてその断面が変形しないように管軸芯に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げる。

<中略>

(6) 配管の施工を一時休止する場合等は、その管内に異物が入らないように養生する。

(7) 主な管の接合方法は、次による。

主な管の接合方法

管種		ねじ接合	フランジ接合	溶接接合	ハウジング形管継手	排水鋼管可とう継手(MD)	メカニカル接合	接着接合	電気融着接合
鋼管	排水・通気配管	○	—	—	—	○	—	—	—
	排水・通気を除く水配管	～80A	⊕	—	—	—	—	—	—
		100A	○	○	○	○	—	—	—
塩ビライニング鋼管 耐熱性ライニング鋼管	～80A	⊕	—	—	—	—	—	—	
	100A	○	○	—	—	—	—	—	
外面被覆鋼管	～80A	⊕	—	—	—	—	—	—	
	100A	○	○	○	—	—	—	—	
ステンレス鋼管	～60Su	—	—	—	—	—	○	—	
	75Su～	—	○	○	○	—	—	—	
排水用塩ビライニング鋼管 コーティング鋼管		—	—	—	—	○	—	—	
ビニル管・耐火二層管		—	—	—	—	—	—	○	
水道用ポリエチレン二層管		—	—	—	—	—	○	—	
水道配水用ポリエチレン管		—	—	—	—	—	—	○	
鋼管		—	—	○	—	—	—	—	

注. 消火配管においては、あらかじめシール剤（**一般用ペーストシール剤と同等の性能を有したもの**）が塗布された工場加工の継手を使用する場合は、ねじ接合剤の塗布を省略することができる。

1.6.1 一般事項

(1) 管は、すべてその断面が変形しないように管軸に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げる。

<中略>

(6) 配管の施工を一時休止する場合等は、その管内に異物が入らないように養生する。

(7) 配管加工を工事現場以外で行い、配管に曲がり等がある場合は、搬入及び保管時に、**端部や接合部等に荷重が集中しないように養生する。**

(8) 主な管の接合方法は、次による。

主な管の接合方法

		ねじ接合	フランジ接合	溶接接合	ハウジング形管継手	排水鋼管可とう継手(MD)	メカニカル接合	接着接合	電気融着接合
鋼管	排水・通気配管 ※1	○	—	—	—	○	—	—	—
	排水・通気を除く水配管	～100A	○	○	○	—	—	—	—
		125A～	—	○	○	○	—	—	—
塩ビライニング鋼管 耐熱性ライニング鋼管	～100A	○	○	—	—	—	—	—	
	125A～	—	○	—	—	—	—	—	
外面被覆鋼管	～100A	○	○	○	○	—	—	—	
	125A～	—	○	○	○	—	—	—	
ステンレス鋼管	～60Su	—	—	—	—	—	○	—	
	75Su～	—	○	○	○	—	—	—	
排水用塩ビライニング鋼管 ※1 コーティング鋼管 ※1		—	—	—	—	○	—	—	
ビニル管・耐火二層管		—	—	—	—	—	—	○	
水道用ポリエチレン二層管		—	—	—	—	—	○	—	
水道配水用ポリエチレン管		—	—	—	—	—	—	○	
鋼管		—	—	○	—	—	—	—	

注. 消火配管においては、あらかじめシール剤（**管内の流体に溶出せず、使用目的に適する成分のもの。**）が塗布された工場加工の継手を使用する場合は、ねじ接合剤の塗布を省略することができる。

※1 ポンプアップ排水管を除く。ポンプアップ排水管の場合は、ねじ接合、フランジ接合、圧送排水鋼管用可とう継手による接合またはハウジング形管継手による接合とする。

1.6.2 鋼管

<中略>

(2) フランジ接合

① フランジと管との取り付け方法は、原則として溶接とする。ただし、ねじ接合とする部分は、ねじ込みとしてもよい。

<中略>

(4) ハウジング形管継手による接合

① ハウジング形管継手は、JPF MP 006（ハウジング形管継手）に規定するロールドグループ形又はリング形とする。

② 配管の接合用加工部、管端シール面等は、耐塩水噴霧試験に適合した防錆塗料により、十分な防錆処理を行う。

1.6.2 鋼管

<中略>

(2) フランジ接合

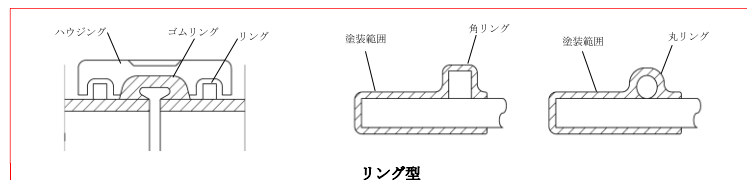
① フランジと管との取り付け方法は、原則として溶接とする。ただし、ねじ接合が使用できる場合は、ねじ込みとしてもよい。

<中略>

(4) ハウジング形管継手による接合

① ハウジング形管継手は、JPF MP 006（ハウジング形管継手）に規定するグループ形又はリング形とする。

② 配管の接合用加工部、管端シール面等は、耐塩水噴霧試験に適合した防錆塗料により、十分な防錆処理を行う。



1.6.3 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管、ポリ粉体ライニング鋼管

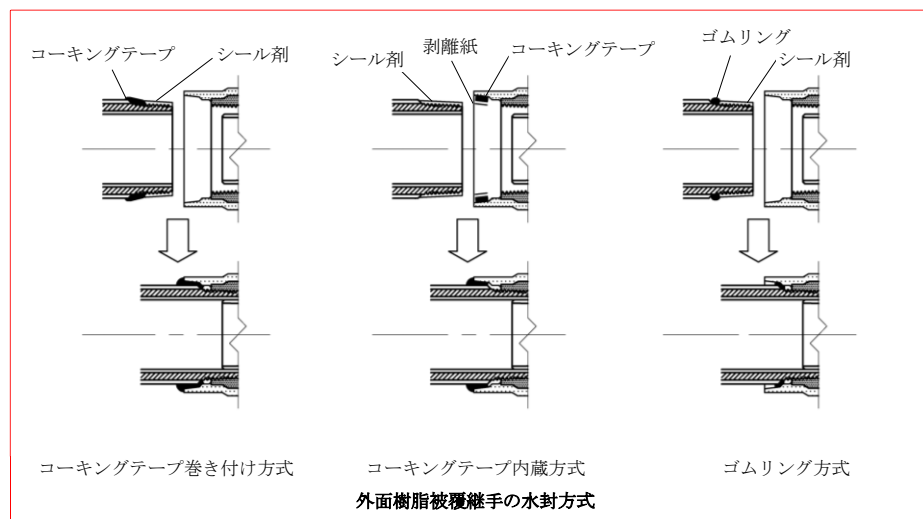
<中略>

(6) 管端防食継手の再使用は行なわない。

1.6.3 塩ビライニング鋼管、耐熱性ライニング鋼管、ポリ粉体ライニング鋼管

<中略>

(6) 管端防食継手の再使用は行なわない。



1.6.5 ステンレス鋼管

<中略>

(6) ハウジング形管継手は、SAS 361（ハウジング形管継手）に規定する **ロールド** グループ形又はリング形とする。

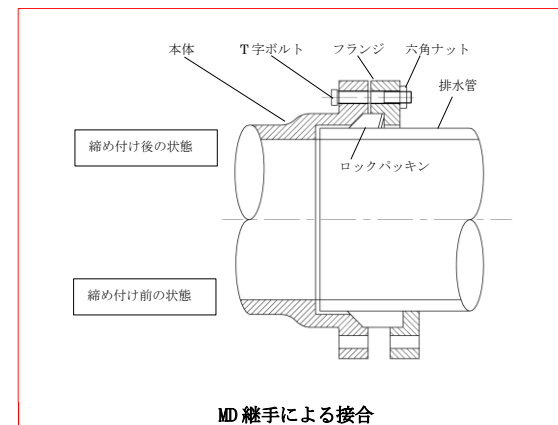
1.6.5 ステンレス鋼管

<中略>

(6) ハウジング形管継手は、SAS 361（ハウジング形管継手）に規定する **ロールド** グループ形又はリング形とする。

1.6.6 排水用塩ビライニング鋼管及びコーティング鋼管
 <中略>
 (4) 厨房排水及び厨房排水用通気の継手に排水鋼管用可とう継手を使用する場合は、JPF MDJ004「ちゅう房排水用可とう継手」を使用する。

1.6.6 排水用塩ビライニング鋼管及びコーティング鋼管
 <中略>
 (4) 厨房排水及び厨房排水用通気の継手に排水鋼管用可とう継手を使用する場合は、JPF MDJ004「ちゅう房排水用可とう継手」を使用する。



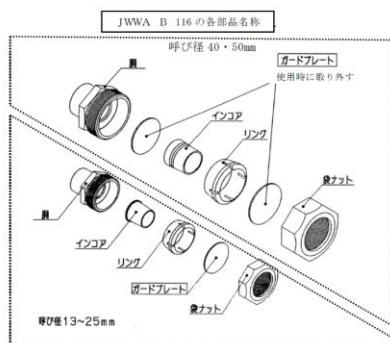
1.6.7 **ビニル管**
 <中略>
 (2) 受け口内面及び差し口外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、すみやかに差し口を受け口に挿入し、テコ棒又は挿入機等によって標線位置まで差し込み、そのまましばらく保持する。
 (3) 排水配管の接合は、接着接合又はゴム輪接合とし、次による。なお、特記がなければ接着接合とする。
 ① 接着接合及びゴム輪接合同も、上記の給水配管の場合と同じ接合方法とする。
 ② 管内の流れの障害となる段違いを生じないようにする。

1.6.7 **塩ビ管**
 <中略>
 (2) 受け口内面及び差し口外面に専用の接着剤を薄く均一に塗布し、すみやかに差し口を受け口に挿入し、テコ棒又は挿入機等によって標線位置まで差し込み、そのまましばらく保持する。
接着後は、はみ出した接着剤をふきとり、換気などにより、管内に充満する接着剤の溶媒蒸気を排除する。
 (3) 排水配管の接合は、接着接合又はゴム輪接合とし、次による。なお、特記がなければ接着接合とする。
 ① 接着接合及びゴム輪接合同も、上記の給水配管の場合と同じ接合方法とする。
 ② 管内の流れの障害となる段違いを生じないようにする。

1.6.11 水道用ポリエチレン二層管

<中略>

④ 管の接合



(a) 袋ナットと胴を分解し、ガードプレートを取り外す。ガードプレートは呼び径 13~25mm では袋ナット側のみ、30~50mm は胴にも入っている場合がある。

(b) 接続する水道用 WPE 管をパイプカッターで切断する。この際、管は軸芯に対して切り口が直角になるように切断する。

<中略>

⑥ 接合上の注意事項

- (a) 接合部には、できる限り管に傷のない箇所を選ぶ。
- (b) 水道用 WPE 管は、軸芯に対して直角に切断する。
- (c) 接合部の管表面に泥などが付着していると継手部品や管に傷が付き、漏水する場合がありますので、付着した泥は必ず水洗い又はウエスで清掃する。

<中略>

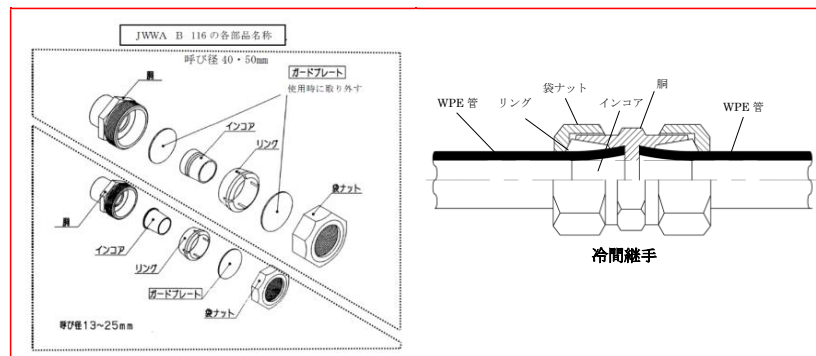
⑧ 既設管からの分岐

- (a) 水道用既設 WPE 管からの分岐は、チーズを使用する。
- (b) 既設管の一端にチーズを接続し、他端はおがみ合わせ接合する。

1.6.11 水道用ポリエチレン二層管

<中略>

④ 管の接合



(a) 袋ナットと胴を分解し、ガードプレートを取り外す。ガードプレートは呼び径 13~25mm では袋ナット側のみ、30~50mm は胴にも入っている場合がある。

(b) 接続する水道用 WPE 管は樹脂管専用カッターを用いて切断する。

<中略>

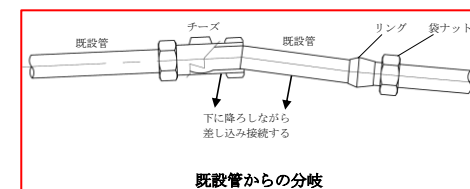
⑥ 接合上の注意事項

- (a) 接合部には、できる限り管に傷のない箇所を選ぶ。
- (b) 水道用 WPE 管は、樹脂管専用カッターを用いて切断する。
- (c) 接合部の管表面に泥などが付着していると継手部品や管に傷が付き、漏水する場合がありますので、付着した泥は必ず水洗い又はウエスで清掃する。

<中略>

⑧ 既設管からの分岐

- (a) 水道用既設 WPE 管からの分岐は、チーズを使用する。
- (b) 既設管の一端にチーズを接続し、他端はおがみ合わせ接合する。



<一部図省略>

⑨ 水道用 WPE 管の建物導入部

(a) く体貫通部の局部せん断力によりポリエチレン管が傷つくため、貫通部には用いない。

⑩ 異種管との接合

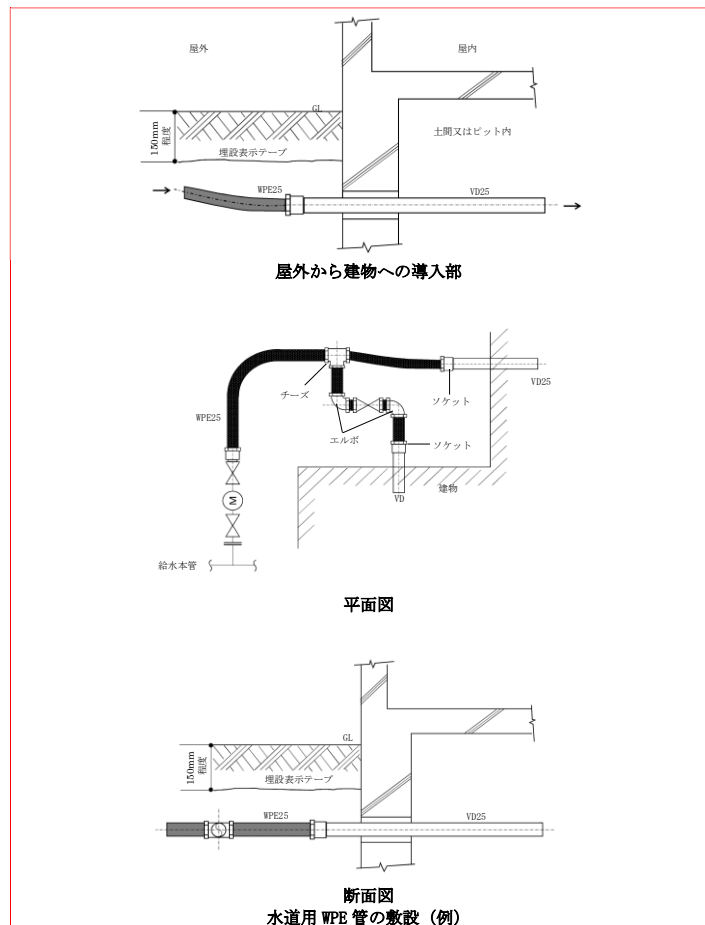
(a) 水道用 WPE 管と異種管を接合する場合は、異種管に継手を接合した後水道用 WPE 管を接合する。

(b) 鋼管との接合には、めねじ付きソケット及びおねじ付きソケットを用いる。

<一部図省略>

⑨ 水道用 WPE 管の建物導入部

(a) 建物導入部は、地震による損傷を抑制するものとする。なお、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(建築物導入部の変位吸収配管要領 (三))に、施工の例を示す。



⑩ 異種管との接合

(a) 水道用 WPE 管と異種管を接合する場合は、異種管に継手を接合した後水道用 WPE 管を接合する。

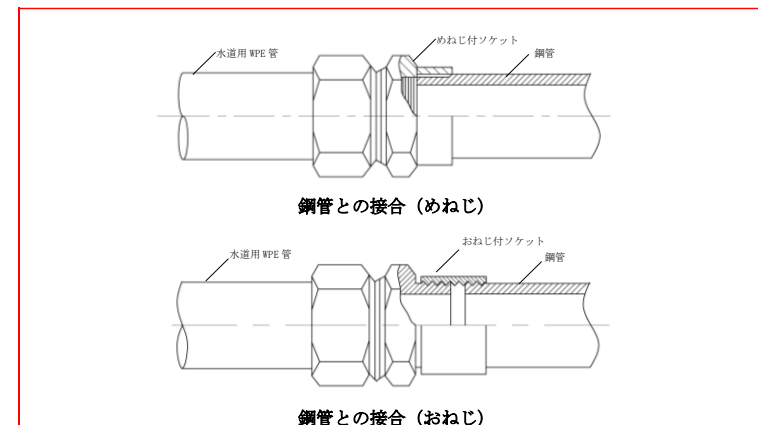
(b) 鋼管との接合には、めねじ付きソケット及びおねじ付きソケットを用いる。

(c) 塩ビ管との接合には、塩ビ管用ユニオンを用いる。

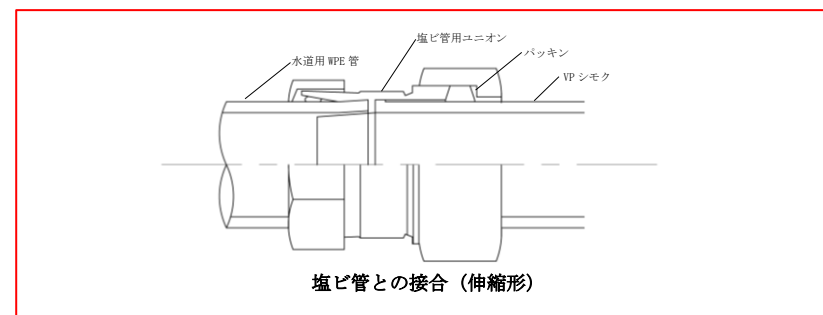
① メーター、栓類との接合

(a) メーターとの接合にはメーター用ソケットを用いる。

(b) 分水栓、止水栓との接合には分水・止水栓用ユニオンを、また必要に応じて60° ベンド、90° ベンド等を用いる。

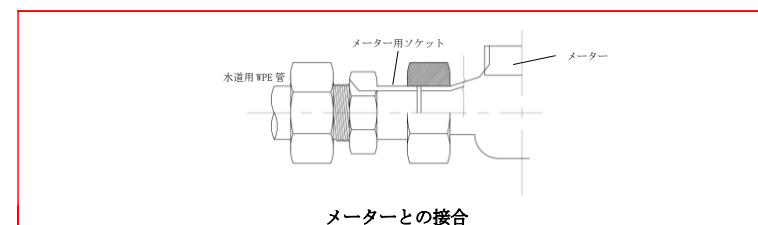


(c) 塩ビ管との接合には、塩ビ管用ユニオンを用いる。

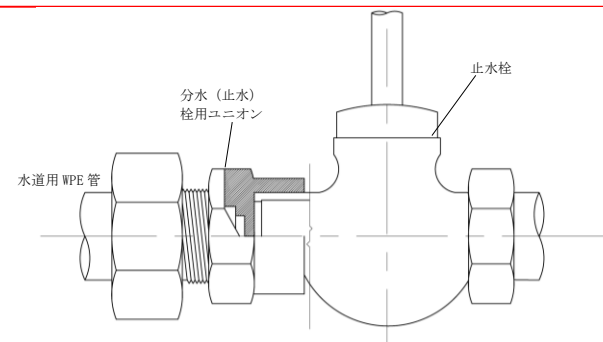


① メーター、栓類との接合

(a) メーターとの接合にはメーター用ソケットを用いる。



(b) 分水栓、止水栓との接合には分水・止水栓用ユニオンを、また必要に応じて60° ベンド、90° ベンド等を用いる。



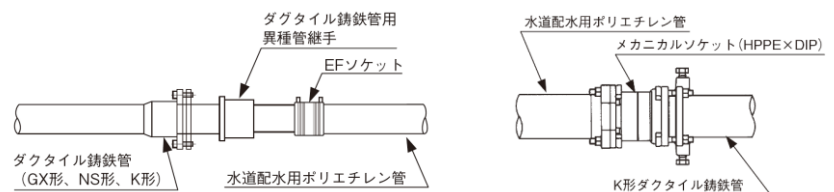
止水栓との接合

1.6.12 水道配水用ポリエチレン管

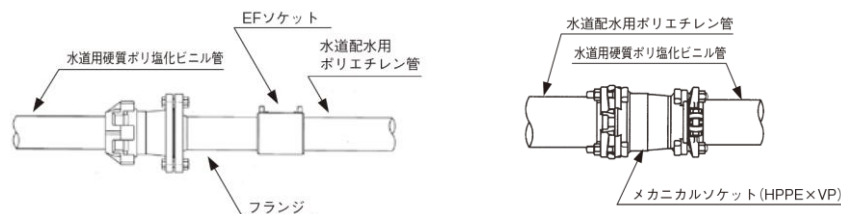
<中略>

(5) 異種管との接合

① HPPE 管と異種管（ダクタイル鋳鉄管、硬質ポリ塩化ビニル管、鋼管など）を接続する場合は、専用の異種管継手やメカニカル継手、フランジ継手などを使用する。



ダクタイル鋳鉄管との接合 (例)



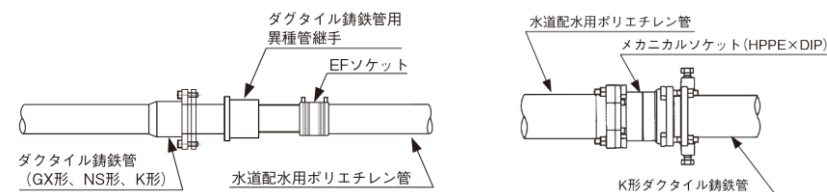
硬質ポリ塩化ビニル管との接合 (例)

1.6.12 水道配水用ポリエチレン管

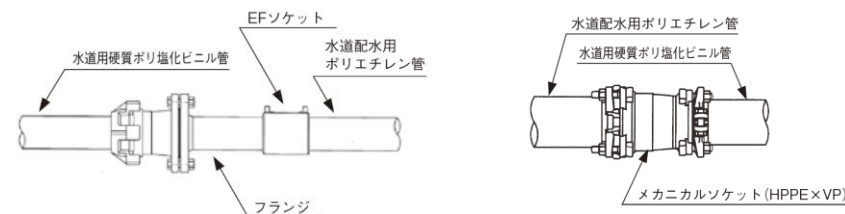
<中略>

(5) 異種管との接合

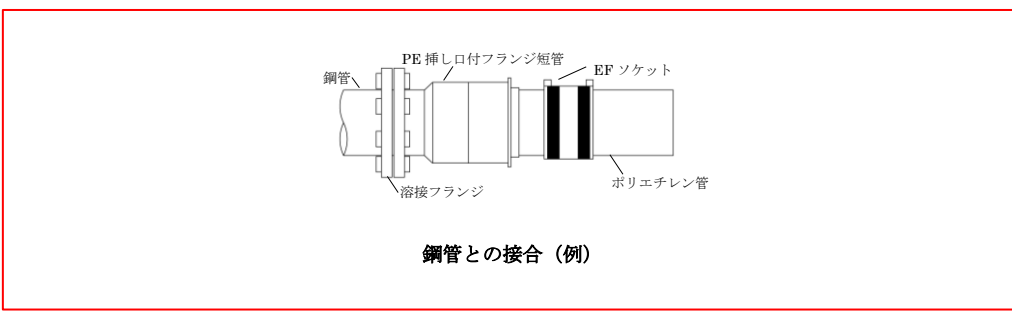
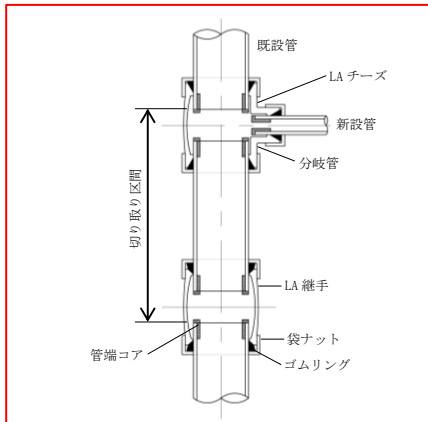
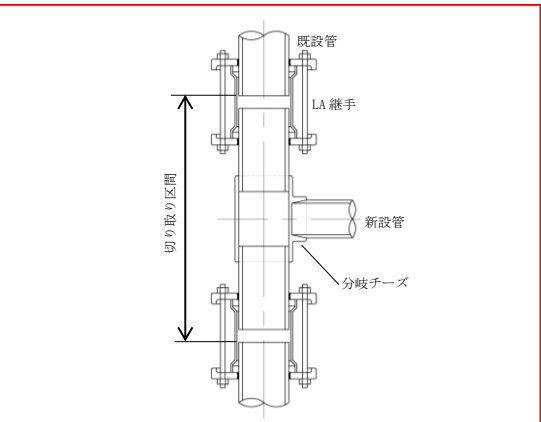
① HPPE 管と異種管（ダクタイル鋳鉄管、硬質ポリ塩化ビニル管、鋼管など）を接続する場合は、専用の異種管継手やメカニカル継手、フランジ継手などを使用する。



ダクタイル鋳鉄管との接合 (例)



硬質ポリ塩化ビニル管との接合 (例)

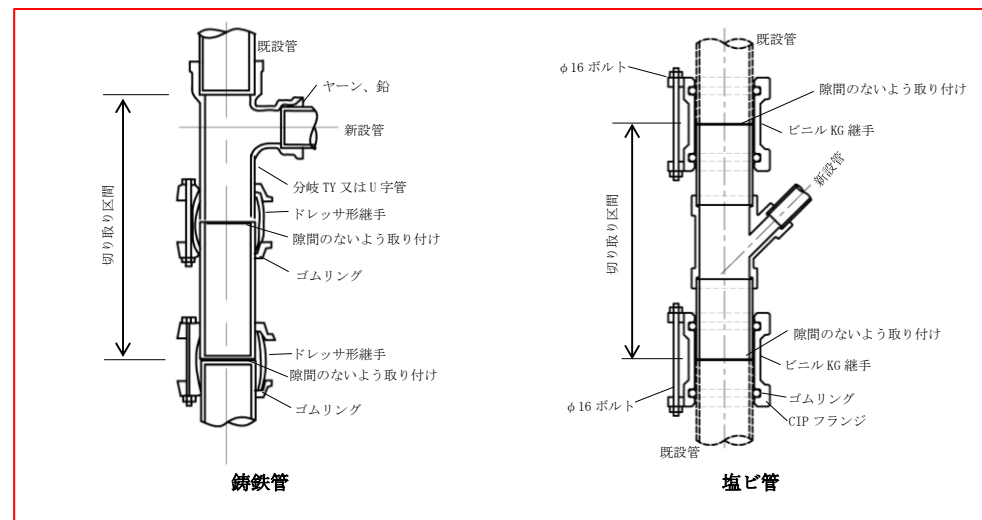
	 <p style="text-align: center;">鋼管との接合 (例)</p>
<p>1.6.13 異種管の接合 <中略> (3) ビニル管と鋼管の接続 <図内>ビニル管 (4) ビニル管と排水用鋳鉄管の接続 <図内>ビニル管</p>	<p>1.6.13 異種管の接合 <中略> (3) 塩ビ管と鋼管の接続 <図内>塩ビ管 (4) 塩ビ管と排水用鋳鉄管の接続 <図内>塩ビ管</p>
<p>1.6.14 既設給排水管の分岐 (1) 既設給水管の分岐方法 (鋼管及びビニル管) 原則として既設の継手と同様の接合とするが、作業スペース等の理由によりねじ接合ができない場合は、監督員の承諾を得て、LA継手等を使用してもよい。</p>	<p>1.6.14 既設給排水管の分岐 (1) 既設給水管の分岐方法 (鋼管及び塩ビ管) 原則として既設の継手と同様の接合とするが、作業スペース等の理由によりねじ接合ができない場合は、監督員の承諾を得て、LA継手等を使用してもよい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="1142 965 1568 1388">  <p style="text-align: center;">既設 80A 以下の分岐 (LA継手)</p> </div> <div data-bbox="1590 965 2128 1388">  <p style="text-align: center;">既設 100A 以上の分岐 (LA継手)</p> </div> </div>

(2) 既設排水管の分岐方法 (铸铁管及び**ビニル管**)

原則として既設の継手と同様の接合とするが、作業スペース等の理由により同様の接合ができない場合は、監督員の承諾を得て铸铁管はドレッサ形継手、**ビニル管**は KG 継手を使用してもよい。

(2) 既設排水管の分岐方法 (铸铁管及び**塩ビ管**)

原則として既設の継手と同様の接合とするが、作業スペース等の理由により同様の接合ができない場合は、監督員の承諾を得て铸铁管はドレッサ形継手、**塩ビ管**は KG 継手を使用してもよい。



1.7.2 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔

(1) 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔

<図内>**ビニル管**

注 1. 冷媒用銅管の横走り管の吊り金物間隔は、銅管の基準外径が 9.52mm 以下の場合には 1.5m 以下、12.70mm 以上の場合には 2.0m 以下とし、形鋼振れ止め支持間隔は銅管に準ずる。ただし、液管・ガス管共吊りの場合は、液管の外径とするが、液管 25mm 未満の「形鋼振れ止め支持間隔」は、ガス管の外径による。また、冷媒管と制御線を共吊りする場合は、支持部で制御線に損傷を与えないようにする。

2. 冷媒用配管保温化粧ケースの支持間隔は、1.0m 以下とする。

1.7.2 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔

(1) 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔

<図内>**塩ビ管**

注 1. 冷媒用銅管の横走り管の吊り金物間隔は、銅管の基準外径が 9.52mm 以下の場合には 1.5m 以下、12.70mm 以上の場合には 2.0m 以下とし、形鋼振れ止め支持間隔は銅管に準ずる。ただし、液管・ガス管共吊りの場合は、液管の外径とするが、液管 25mm 未満の「形鋼振れ止め支持間隔」は、ガス管の外径による。また、冷媒管と制御線を共吊りする場合は、支持部で制御線に損傷を与えないようにする。

2. 冷媒用配管保温化粧ケースの支持間隔は、1.0m 以下とする。

3. 配管の吊り用ボルトの長さが均一で、200mm 以下の場合、形鋼振れ止め支持は不要とする。

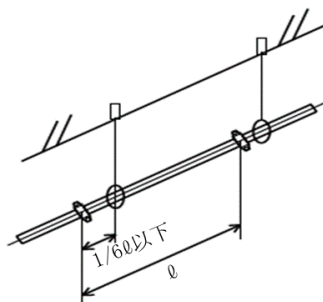
4. 直管部の長さが 25m を超える場合は、25m 以内ごとに、直管方向の形鋼振れ止め支持を行う。ただし表で形鋼振れ止め支持を規定していない呼び径の配管は不要とする。

<以下略>

1.7.3 横走り管の吊り及び支持箇所

(1) 可とう継手を使用した配管の支持点

(可とう性のあるハウジング継手・ボールジョイント・排水管用可とう継手等は、可とうする部分の直近で吊る。



<中略>

(3) 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手を使用する場合は、その直近で吊る。

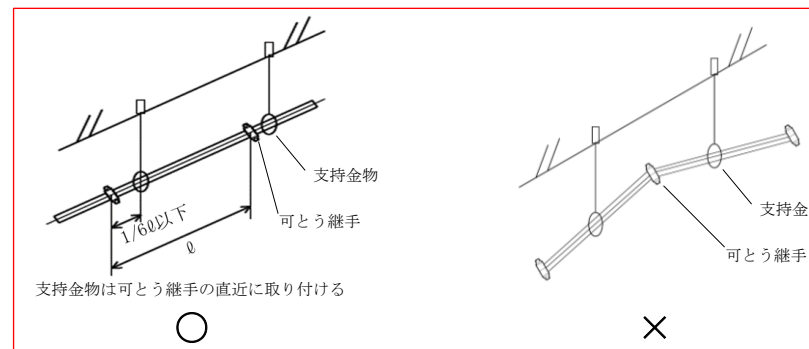
また、弁類が重い場合（100A以上）は、弁類の前後2か所で吊る。

(4) ハウジング形管継手で接合されている呼び径 100A 以上の配管は、吊り材長さが 400mm 以下の場合、吊り材に曲げ応力が生じないように、吊り金物による吊りにかえてアイボルト、くさりなどを使用して吊る。（可動式のみ、固定式は除く。）

1.7.3 横走り管の吊り及び支持箇所

(1) 可とう継手を使用した配管の支持点

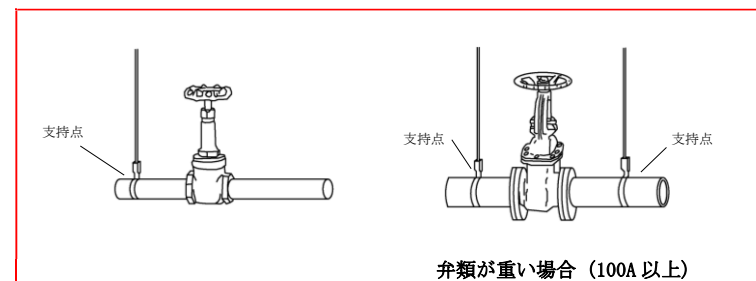
(可とう性のあるハウジング継手・ボールジョイント・排水管用可とう継手等は、可とうする部分の直近で吊る。



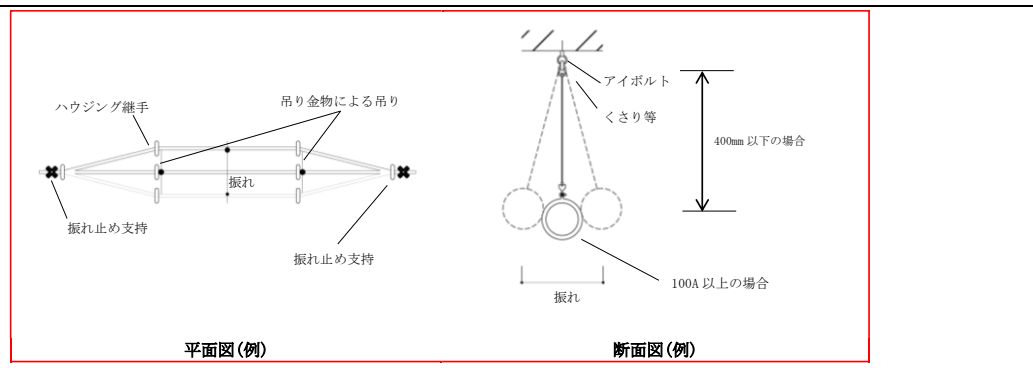
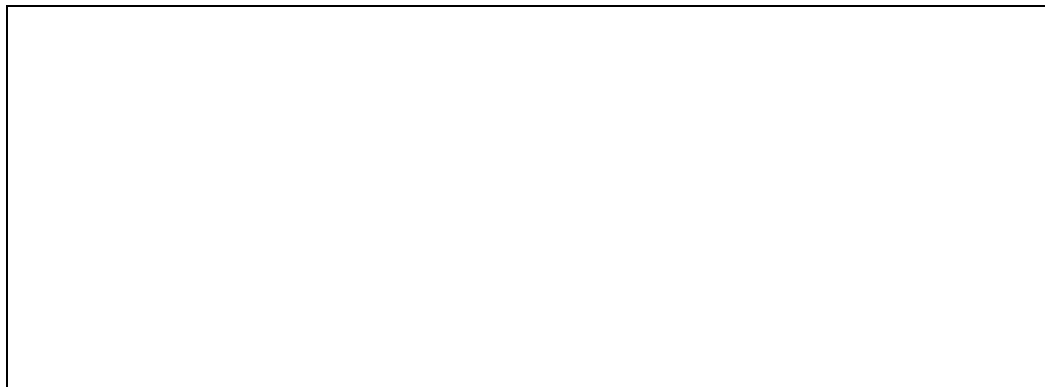
<中略>

(3) 電動弁等の重量物及び可とう性を有する継手を使用する場合は、その直近で吊る。

また、弁類が重い場合（100A以上）は、弁類の前後2か所で吊る。

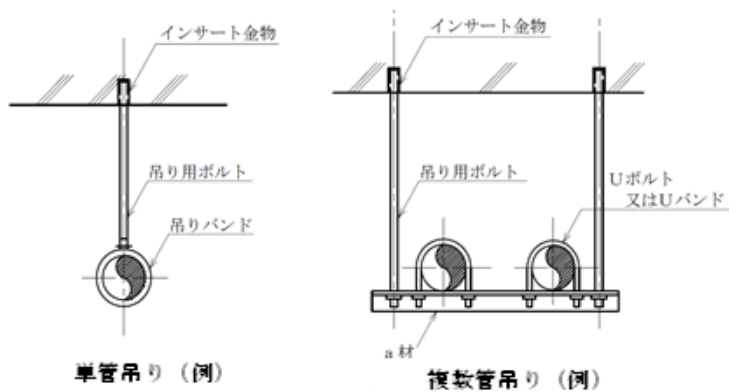


(4) ハウジング形管継手で接合されている呼び径 100A 以上の配管は、吊り材長さが 400mm 以下の場合、吊り材に曲げ応力が生じないように、吊り金物による吊りにかえてアイボルト、くさりなどを使用して吊る。（可動式のみ、固定式は除く。）



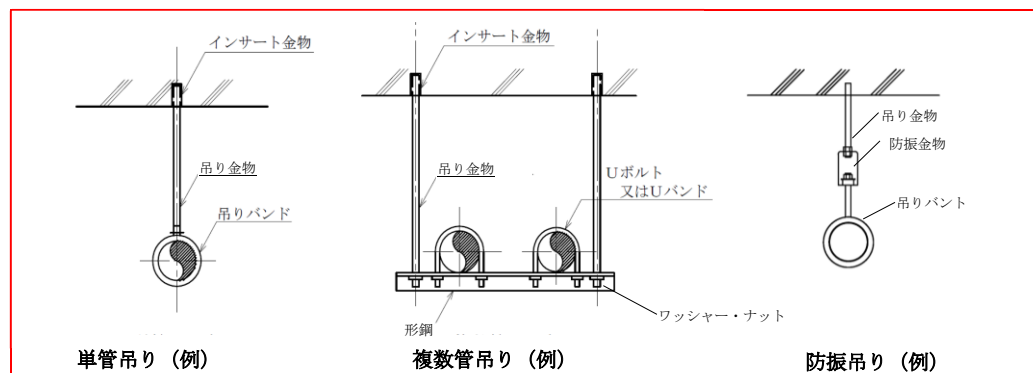
1.7.4 横走り配管の支持要領

(1) 吊り金物

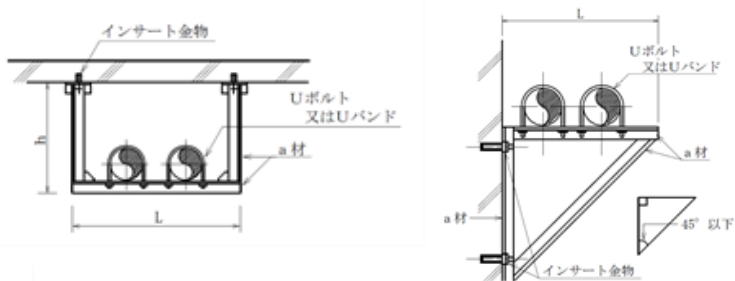


1.7.4 横走り配管の支持要領

(1) 吊り金物



(2) 形鋼振れ止め支持

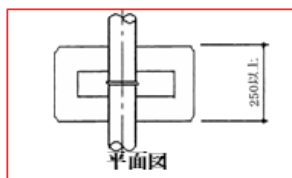


天井スラブ (例)

壁 (例)

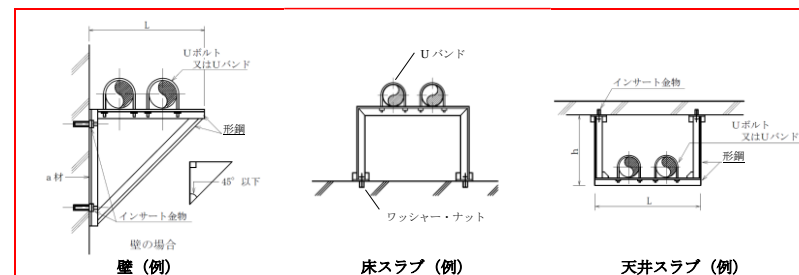
(3) 屋上配管支持

① 自重のみ支持する場合 (単位 mm)



平面図

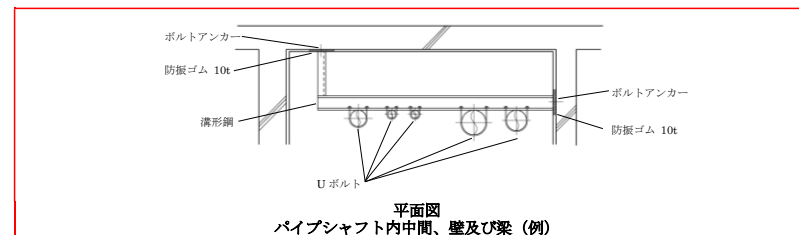
(2) 形鋼振れ止め支持



壁 (例)

床スラブ (例)

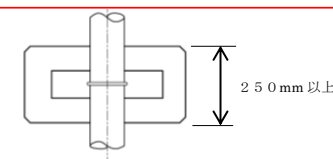
天井スラブ (例)



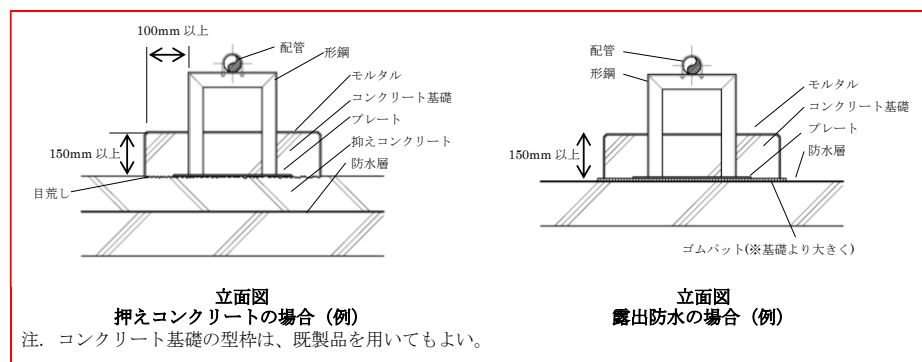
平面図
パイプシャフト内中間、壁及び梁 (例)

(3) 屋上配管支持

① 自重のみ支持する場合



平面図



立面図
押えコンクリートの場合 (例)

立面図
露出防水の場合 (例)

注. コンクリート基礎の型枠は、既製品を用いてもよい。

<以下略>

1.7.5 立て管の固定及び形鋼振れ止め支持

(1) 立て管の固定及び振れ止め箇所

支持	管 種	支持箇所
固定	鋼管及びステンレス鋼管	最下階の床又は最上階の床
	メカニカル継手 (MD 継手等) を使用した管	最下階の床
形鋼振れ止め 支持	鋼管及びステンレス鋼管	各階 1 箇所
	鋳鉄管	
	ビニル管・耐火二層管及びポリエチレン管	
	銅管	

注：呼び径 80 以下の配管の固定は省略してもよい。

<中略>

(3) 立てバンド支持

鋼管 50A 以下及びビニル管、銅管については、立バンド支持（座付羽子板）としてもよい。ただし、支持間隔は 1.5m 以下とする。また、学校施設等において児童が触れる高さに設置されるものに対しては、「配管支持金物の安全カバー」を取り付ける。なお、屋外露出の場合は、必要に応じ形鋼振れ止め支持を行う。



1.7.5 立て管の固定及び形鋼振れ止め支持

(1) 複数階にわたって設置する立管は、下表により立て管の固定(床)及び振れ止めを行う。

施工の種類別	管 種	施工場所
固定(床)	鋼管及びステンレス鋼管 (呼び径 80 以下は不要としてもよい。)	最下階の床又は最上階の床
	メカニカル継手 (MD 継手等) を使用した管	最下階の床
形鋼振れ止め 支持	鋼管及びステンレス鋼管	各階 1 箇所
	鋳鉄管	
	塩ビ管・耐火二層管及びポリエチレン管	
	銅管	

<中略>

(3) 立てバンド支持

鋼管 50A 以下及び塩ビ管、銅管については、立バンド支持（座付羽子板）としてもよい。ただし、支持間隔は 1.5m 以下とする。また、学校施設等において児童が触れる高さに設置されるものに対しては、「配管支持金物の安全カバー」を取り付ける。なお、屋外露出の場合は、必要に応じ形鋼振れ止め支持を行う。



1.7.6 形鋼支持金物の穴明け

支持金物、架台等のボルト用穴明け加工は、ドリル又は油圧による穴明けとし溶断は行なわない。

ボルトとナットで固定する場合は、ワッシャーを入れて締め付ける。また、長孔の場合は、長孔を考慮した大きさのワッシャーとする。

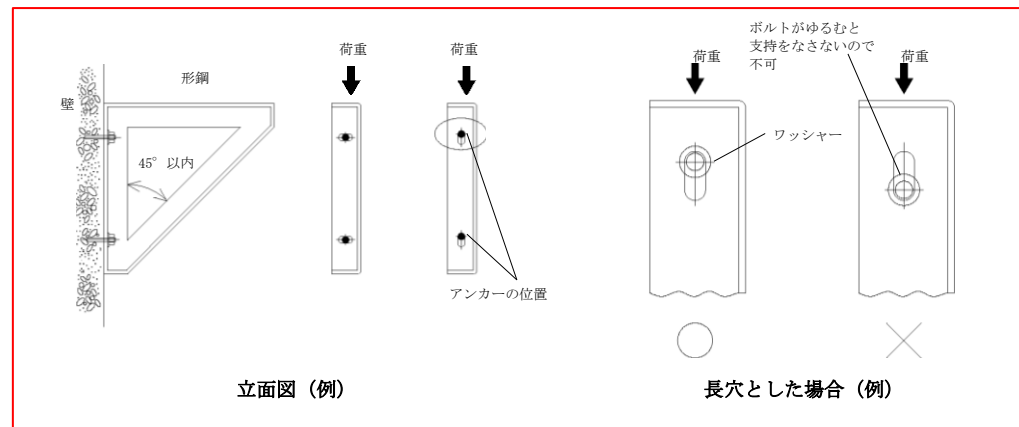
ボルト用の穴が長孔の場合は、長穴上部をボルトに接し、垂直荷重をボルトで受けるように取り付ける。

1.7.6 形鋼支持金物の穴明け

支持金物、架台等のボルト用穴明け加工は、ドリル又は油圧による穴明けとし溶断は行なわない。

ボルトとナットで固定する場合は、ワッシャーを入れて締め付ける。また、長孔の場合は、長孔を考慮した大きさのワッシャーとする。

ボルト用の穴が長孔の場合は、長穴上部をボルトに接し、垂直荷重をボルトで受けるように取り付ける。



1.7.7 形鋼振れ止め支持部材の選定表

(1) 配管質量表

<表略>

注. 配管質量は、満水状態で保温（外装はカラー亜鉛鉄板）を施した鋼管 1m あたりの数値である。

(2) ダクト質量表

<表略>

注. ダクトは低圧ダクトとし、保温有のダクトの質量は、ロックウール保温板 2号を使用し、カラー亜鉛鉄板の外装を施した数値である。

<以下略>

1.7.7 形鋼振れ止め支持部材の選定表

(1) 配管質量表

<表略>

注. 配管質量は、満水状態で保温（外装は塗装亜鉛系めっき鋼板）を施した鋼管 1m あたりの数値である。

(2) ダクト質量表

<表略>

注. ダクトは低圧ダクトとし、保温有のダクトの質量は、ロックウール保温板 2号を使用し、塗装亜鉛系めっき鋼板の外装を施した数値である。

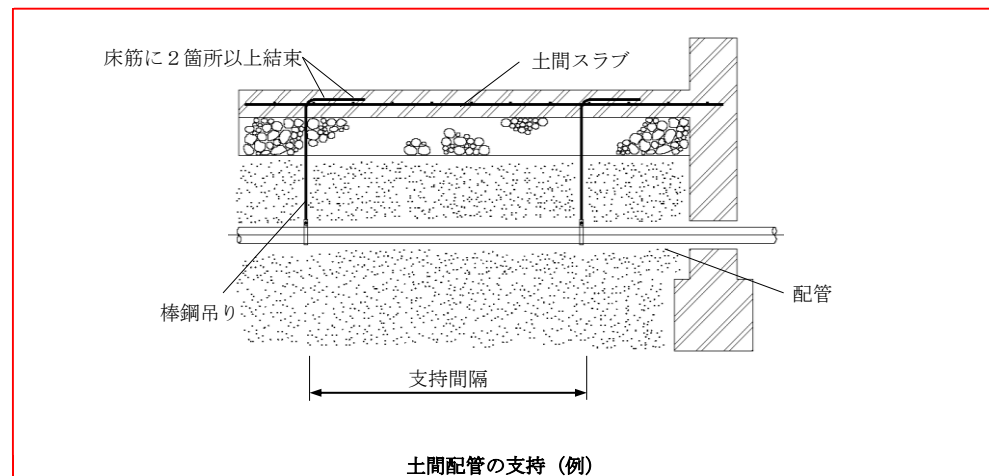
<以下略>

1.8.1 一般事項
 <中略>
 (9) 排水管として、コンクリート管又は**ビニル管**を埋設する場合は、根切り床付けした後、管をなじみ良く布設する。なお、継手箇所は必要に応じ増掘りをする。
 埋め戻しは管が移動しないように管の中心線程度まで埋め戻し、充分充てんした後、所定の埋め戻しを行う。

1.8.2 土間配管
 埋め戻し後の沈下防止等のため、土間配管の支持はスラブ筋に結束し、支持をとる。間隔は（第2編 1.7.2 参照）による。
 棒鋼吊りの端部は、安全養生を兼ねて鋼製インサート金物を使用しても良い。但し、インサート金物下端は、スラブ下端に合わせることを。

1.8.1 一般事項
 <中略>
 (9) 排水管として、コンクリート管又は**塩ビ管**を埋設する場合は、根切り床付けした後、管をなじみ良く布設する。なお、継手箇所は必要に応じ増掘りをする。
 埋め戻しは管が移動しないように管の中心線程度まで埋め戻し、充分充てんした後、所定の埋め戻しを行う。

1.8.2 土間配管
 埋め戻し後の沈下防止等のため、土間配管の支持はスラブ筋に結束し、支持をとる。間隔は（第2編 1.7.2 参照）による。
 棒鋼吊りの端部は、安全養生を兼ねて鋼製インサート金物を使用しても良い。但し、インサート金物下端は、スラブ下端に合わせることを。



1.9.1 一般事項

<中略>

(4) **外壁**の地中部分等水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、管とスリーブとの隙間はシーリング材によりシーリングし、水密を確保するとともに、く体と絶縁する。

(5) **外壁**の地中部分を貫通する鋼管類（合成樹脂等で外面被覆された管及び排水管の鋼管類を除く）は、く体と絶縁する。

(6) 予備スリーブ等の未使用のスリーブについても水密を要する場所、防火性を要する場所、特殊用途室で遮音、遮光、防臭等を考慮する必要がある床、隔壁、梁を貫通しているスリーブについては、目的に添った穴埋めを施す。

<以下略>

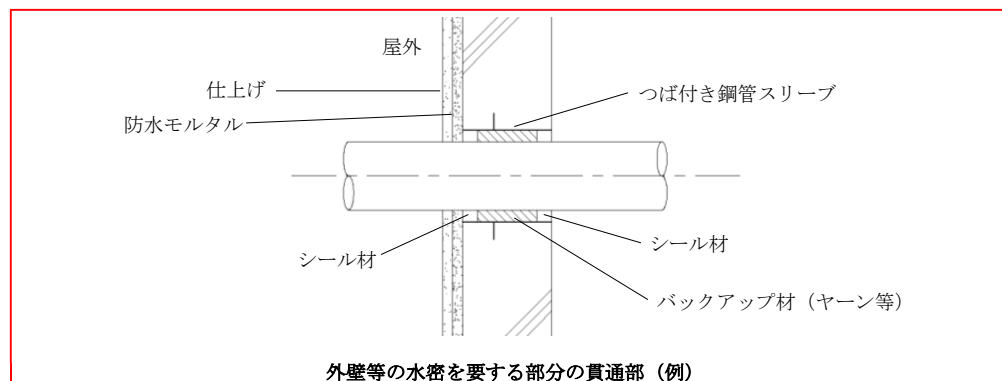
1.9.1 一般事項

<中略>

(4) 地中部分等水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、管とスリーブとの隙間はシーリング材によりシーリングし、水密を確保するとともに、く体と絶縁する。

(5) 地中部分を貫通する鋼管類（合成樹脂等で外面被覆された管及び排水管の鋼管類を除く）は、く体と絶縁する。

(6) 予備スリーブ等の未使用のスリーブについても水密を要する場所、防火性を要する場所、特殊用途室で遮音、遮光、防臭等を考慮する必要がある床、隔壁、梁を貫通しているスリーブについては、目的に添った穴埋めを施す。



<以下略>

2.1.2 弁類の保温
 <図中>
 5. ステンレス鋼板、溶融アルミニウム
 亜鉛鉄板又は樹脂製カバー（屋内のみ）

2.1.2 弁類の保温
 <図中>
 5. ステンレス鋼板、溶融アルミニウム
 亜鉛鉄板又は**合成樹脂製カバー**（屋内のみ）

<以下略>

2.2.1 空気調和設備工事の保温
 <中略>
 (3) **ダクト及び機器の保温施工種別**
 <表内>**カラー亜鉛鉄板**
 <表内>**機器**

2.2.1 空気調和設備工事の保温
 <中略>
 (3) **保温の種別による材料及び施工順序（ダクト）**
 <表内>**塗装亜鉛系めっき鋼板**
 <表内>**タンク及びヘッダー**

2.3.1 給排水衛生設備工事の保温
 <中略>
 (3) **機器及び排気筒の保温施工種別**
 <以下略>

2.3.1 給排水衛生設備工事の保温
 <中略>
 (3) **保温の種別による材料及び施工順序（タンク及び排気筒）**
 <以下略>

2.4 保温材、外装及び補助材

<表内> ※必要か所のみ抜粋

外装材	樹脂製保温カバー	樹脂製保温カバーは、塩化ビニル樹脂シート及びフィルムなどからなる製品で厚さ 0.5mm 以上とする。継手類は成形されたものを使用し、継ぎ目は専用のシール材を使用する。
	亜鉛鉄板	亜鉛めっきの付着量は 180g/m ² (Z18)以上とし、板厚は、保温外径 250mm 以下の管、弁等に使用する場合は 0.3mm、その他は 0.4mm とする。
	カラー亜鉛鉄板	亜鉛めっきの付着量は 180g/m ² (Z18)以上とし、板厚は、保温外径 250mm 以下の管、弁等に使用する場合は 0.27mm、その他は 0.35mm とする。
補助材	銅きつ甲金網	JIS H 3260 (銅及び銅合金線) による C 1201 W、C 1220 W 又は C 1221 W の線径 0.5mm のものを JIS G 3554 (きつ甲金網) による網目呼称 10 に準じて製作したものとする。
	記載なし	記載なし

2.4 保温材、外装及び補助材

<表内> ※必要か所のみ抜粋

外装材	合成樹脂製カバー 1 (シートタイプ)	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防炎 2 級に合格したもので板厚は、0.3mm 以上とする。合成樹脂製カバー用ピンは銅合金製とし、樹脂製カバーの重ね部分を保持できる強度及び形状を有するものとする。
	合成樹脂製カバー 2 (ジャケットタイプ)	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防炎 2 級に合格したもので板厚は、0.5mm 以上とする。接合は、合成樹脂製カバー用差込みジョイナーと 50mm ピッチのボタンパンチ加工されたものとし、保温材又はカバーの反発力で外れないものとする。
	合成樹脂製カバー 3 (保温化粧カバータイプ)	合成樹脂を使用した難燃性の樹脂製カバーは、JIS A 1322「建築用薄物材料の難燃性試験方法」に規定する防炎 2 級に合格したもので板厚は、1.0mm 以上とする。樹脂製カバー同士を接合できる強度及び形状を有するものとする。
	塗装亜鉛系めっき鋼板	JIS G 3312「塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」でめっきの付着量が Z18) 以上のもの(※カラー亜鉛鉄板)又は JIS G 3322「塗装溶融 55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯」でメッキ付着量が AZ90 以上のものとし、板厚は、保温外径 250mm 以下の管、弁等に使用する場合は 0.27mm、その他は 0.35mm とする。
補助材	銅きつ甲金網	JIS H 3260 (銅及び銅合金線) による C 1100 W の線径 0.5mm のものを JIS G 3554 (きつ甲金網) による網目呼称 10 に準じて製作したものとする。
	冷媒用断熱材接続テープ	テープ内側のアルミ箔に施した粘着処理により、冷媒用断熱材の表面に密着することで、冷媒用断熱材被覆銅管の伸縮に応じたすき間が生じないものとする。

2.5.1 塗装

(1) 一般事項

① 次の部分を除き、すべて塗装を行う。

<図内>カラー亜鉛鉄板

(2) 塗装面の素地ごしらえ

塗装箇所	工程順序	処理方法
ラッカー又はメラミン焼付けを施す鉄面（工場塗装の場合）	1. 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等
	2. 油類の除去	① 揮発油ぶき ② 石けん水洗い又は弱アルカリ性液加熱処理湯洗い ③ 水洗い
	3. さび落とし	酸洗い（酸づけ、中和、湯洗い）又はサンドブラスト
	4. 化学処理	① リン酸塩溶液浸漬処理 ② 湯洗い
合成樹脂調合ベイント塗り等を施す鉄面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等
	2. 油類の除去	揮発油ぶき
合成樹脂調合ベイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1. 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等
	2. 油類の除去	揮発油拭き

<中略>

(4) 各塗装箇所の種別及び塗り回数

<図内>ビニル管

区分	施工箇所	施工順序
排水用鋼管	ピット内	1. ノンタールエポキシペイント
	土中	

2.5.1 塗装

(1) 一般事項

① 次の部分を除き、すべて塗装を行う。

<図内>塗装亜鉛めっき鋼板

(2) 塗装面の素地ごしらえ


塗装箇所	工程順序	処理方法
合成樹脂調合ベイント塗り等を施す鉄面	1. さび、汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ、ディスクサンダー等
	2. 油類の除去	揮発油ぶき
合成樹脂調合ベイント塗り等を施す亜鉛めっき面	1. 汚れ及び付着物の除去	スクレーパー、ワイヤブラシ等
	2. 油類の除去	揮発油拭き

<中略>

(4) 塗装箇所の種別及び塗り回数

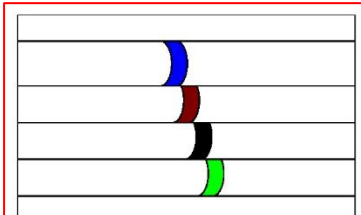
<図内>塩ビ管

区分	施工箇所	施工順序
排水用鋼管	ピット内	1. ノンタールエポキシペイント
	土中	

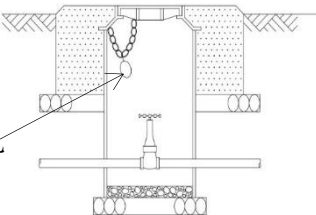


2.6.1 一般事項
記載なし

2.6.1 一般事項
<中略>
(7) 表示の方法
⑤ 配管識別テープ (例)



2.6.2 弁名称札
<中略>
(2) 取り付け例



弁名称札

注. 埋設管の場合は弁きょうのくさり

2.6.2 弁名称札
<中略>
(2) 取り付け例

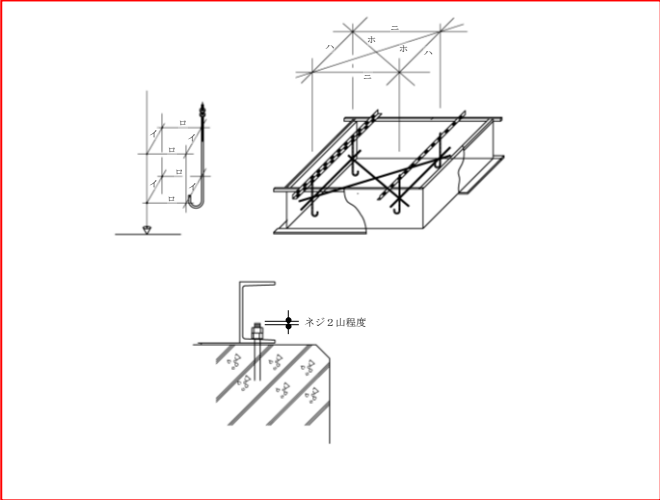


注. ハンドルから抜けないような長さで、バルブの開閉操作に支障無いよう取り付ける



弁名称札

注. 埋設管の場合は弁きょうのくさり

<p>3.2.2 設備の耐震 <中略> (3) 設計用標準水平震度 強度計算に用いる設計用標準水平震度 (K_s) は、特記がある場合を除き次による。 <表略></p>	<p>3.2.2 設備の耐震 <中略> (3) 設計用標準水平震度 機器は、地震時に設計用水平震度に機器の重量(kN)をかけた設計用水平地震力(kN)及び設計用鉛直震度に機器の重量(kN)をかけた設計用鉛直地震力(kN)が、重心に作用するものとし、強度計算に用いる設計用標準水平震度 (K_s) は、特記がある場合を除き次による。 <表略></p>
<p>3.3.2 基礎とアンカーボルト (4) アンカーボルトのセット <中略></p>	<p>3.3.2 基礎とアンカーボルト (4) アンカーボルトのセット <中略></p> 
<p>3.4.3 床置機器の耐震処置 (例) (1) 移動防止形 (チリングユニット、空気調和機及びパッケージ形空気調和機) <以下略></p>	<p>3.4.3 床置機器の耐震処置 (例) (1) 移動防止形 (水冷チリングユニット、空気調和機及びパッケージ形空気調和機) <以下略></p>
<p>3.4.4 天井吊機器の耐震処置(例) <以下略></p>	<p>3.4.4 天井吊り機器の耐震処置(例) <以下略></p>
<p>4.1.1 一般事項 一般配線工事に係るものは、横浜市建築局「横浜市建築局電気設備工事特別仕様書」(最新版)及び横浜市建築局「電気設備工事施工マニュアル」(令和5年版)の当該事項による。</p>	<p>4.1.1 一般事項 一般配線工事に係るものは、横浜市建築局「横浜市建築局電気設備工事特別仕様書」(最新版)及び横浜市建築局「電気設備工事施工マニュアル」(令和8年版)の当該事項による。</p>

4.2.1 誘導電動機の規格

製造者の標準仕様のを除き、誘導電動機の規格は下記による。

電動機	規 格	
	番 号	名 称
100V,200V 単相誘導電動機	JIS C 4203	一般用単相誘導電動機
200V 三相誘導電動機	JIS C 4210	一般用低圧三相かご形誘導電動機
400V 三相誘導電動機	JIS C 4213	低圧三相かご形誘導電動機-低圧トッランナーモータ
400V 三相誘導電動機	製造者規格による標準品	
3kV 三相誘導電動機	JEM 1380	高圧(3kV)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の寸法
	JEM 1381	高圧(3kV)三相かご形誘導電動機(一般用F種)の特性及び騒音レベル
6kV 三相誘導電動機	製造者規格による標準品	

注 1. 定格出力が JIS の区分と異なる場合は、当該 JIS に準じたものとする。

注 2. JIS C 4213 (低圧三相かご形誘導電動機-低圧トッランナーモータ) の電動機出力は、0.75kW 以上とする。

4.2.2 誘導電動機の保護方式

設置場所及び用途	保護方式		備 考	
	記号	名称		
屋 外	I P 44	全閉防まつ形	屋外形	
屋 内	多湿個所	I P 44	全閉防まつ形	浴室、厨房室
	その他	I P 22	防滴保護形	一般室、機械室等

電動機の保護方式は、設置場所に応じて JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」による IP 44「全閉防まつ形」又は IP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)とする。

4.2.4 制御及び操作盤

(1) 下記機材については、運転時間計を設置する。

- ① 鋼製ボイラー及び鋳鉄製ボイラー
- ② チリングユニット
- ③ 遠心冷凍機及びスクリー冷凍機
- ④ 吸収冷凍機
- ⑤ 直だき吸収冷温水機

(2) 下記機材については、特記により進相コンデンサーを設置する。

- ① 進相コンデンサーの容量は、200V 電動機については電力会社の電気供給規定により選定するものとし、400V 及び高圧電動機については定格出力時における改善後の力率を 90%以上となるように選定する。

4.2.1 誘導電動機の規格

製造者の標準仕様のを除き、誘導電動機の規格は下記による。

規格	名称	適用機器(参考)
JIS C 4203	一般用単相誘導電動機	遠心送風機
JIS C 4213	低圧三相かご形誘導電動機 -低圧トッランナーモータ	空気熱源ヒートポンプユニット、冷却塔、ユニット型 空気調和機、コンパクト型空気調和機、遠心送風機等
JIS C 4212	高効率低圧三相かご形誘導電動機 (0.75kW 未満に限る。)	冷温水ポンプ、冷却塔、遠心送風機等
JIS C 4210	一般用低圧三相かご形誘導電動機 (0.75kW 未満に限る。)	遠心送風機等

4.2.2 誘導電動機の保護方式

電動機の保護方式は、機器に応じて JIS C 4034-5「回転電気機械-第5部：外被構造による保護方式の分類」による IP 44「全閉防まつ形」又は IP 22「防滴保護形」(防水上有効な構造のケーシングに納められた場合に限る)とする。

4.2.4 機器附属盤

(1) 下記機材については、運転時間を表示または印刷できるものとする。

- ① 鋼製ボイラー及び鋳鉄製ボイラー
- ② 水冷チリングユニット
- ③ 遠心冷凍機
- ④ 吸収冷凍機
- ⑤ 直だき吸収冷温水機

(2) 進相コンデンサーの適用は特記による。特記がある場合は改善後の力率が 0.9 以上 (定格出力時) になるように選定する。

② 0.2kW未満の三相電動機には、進相コンデンサーを設けなくてもよい。また、1ユニットの装置全体で力率が定格出力時90%以上に確保できる場合は、部分的あるいは全体として省略してもよい。

機 材 名	適 用 範 囲
調製ボイラー、鉄鉄製ボイラー	燃焼ボイラーを除く
温水発生機	定格出力が180kW以下のものを除く
チリングユニット、 空気熱源ヒートポンプユニット	圧縮機の電動機出力の合計値が5.5kW以上のもの
遠心冷凍機、 スケジュー冷凍機	
パッケージ形空調和機	冷却能力が1kW以上のもの
木質バイオマスボイラー	定格出力が180kW以下のものを除く

(3) 進相用コンデンサーの取付容量は次による。

表省略

4.2.5 インバーター用制御及び操作盤

- (1) 過負荷及び欠相保護装置、電流計並びに進相コンデンサーは、不要とする。
- (2) 入力回路には、高調波雑音低減用として、零相リアクトル又はコンデンサー等を設ける。
- (3) インバーターには、インバーターへのノイズ対策としてサージキラーを設ける。
- (4) 高調波対策が必要な場合は、直流リアクトル等により、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下となる対策を講じることとし、特記による。

4.2.5 インバータ制御装置

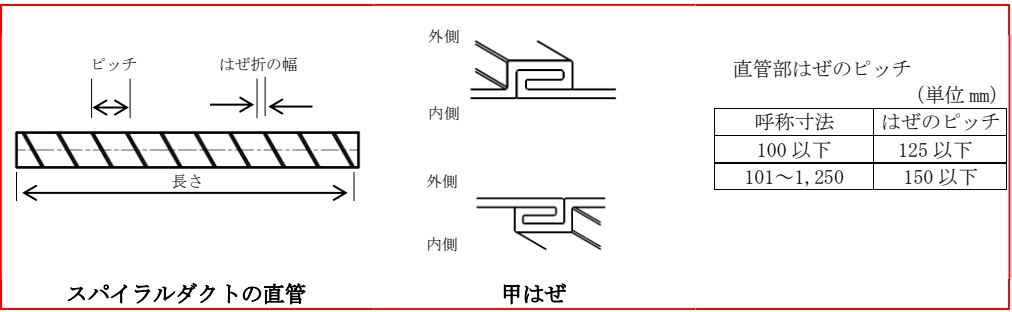
- (1) 電流表示、過負荷及び欠相保護装置は、不要とし、次の保護機能を設ける。
 - ①過負荷(過電流)、単相(欠相)、過電圧等の異常が発生した場合は、電動機を停止する。
 - ②負荷で短絡が発生した場合の自己保護機能
 - ③ストール防止機能
- (2) 高周波ノイズ対策用として、入力側に零相リアクトル等を設ける。ただし、インバータ制御装置本体に零相リアクトル等が内蔵されているものは除く。
- (3) 継電器等のコイル部には、サージ対策として、サージキラー等を設ける。
- (4) インバータ制御装置の高調波対策は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。
 - ① 「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制ガイドライン」及び「高調波抑制対策技術指針((一社)日本電気協会)」による換算係数 $K_i=1.8$ 以下(交流側リアクトルで $K_i=1.8$ となる対策を除く)となるようにした機器
 - ② JIS C 61000-3-2「電磁両立性-第3-2部:限度値-高調波電流発生限度値(1相当りの入力電流が20A以下の機器)」が適用された機器
 - ③ 基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上のインバータ制御装置
 - ④ 基本波力率が1であるときの入力力率が0.94以上となるように、直流リアクトル等と組み合わせたインバータ制御装置

4.3.1 計装工事

- (8) 配管及びラックの耐震支持については、横浜市建築局『電気設備工事施工マニュアル』(令和5年版)の該当項目に従う。

4.3.1 計装工事

- (8) 配管及びラックの耐震支持については、横浜市建築局『電気設備工事施工マニュアル』(令和8年版)の該当項目に従う。

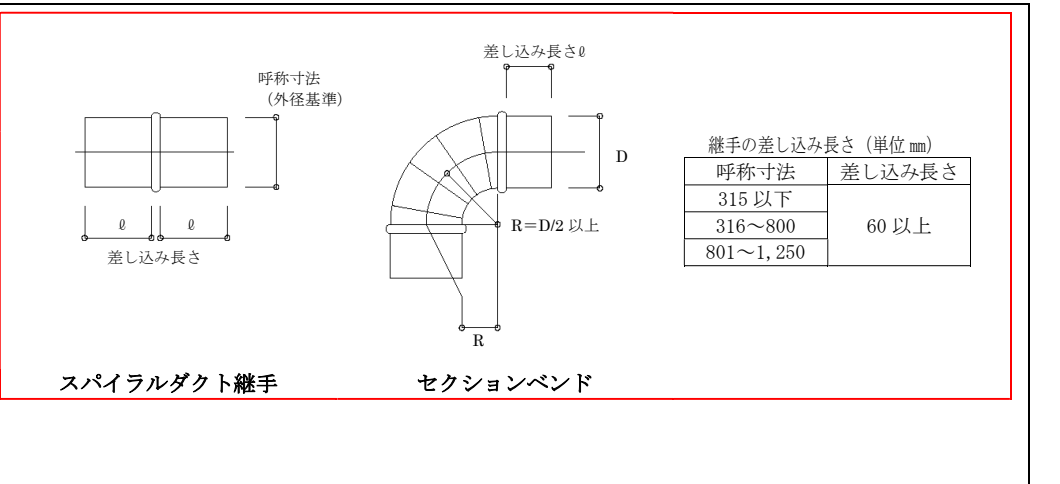
令和5年版(旧)	令和8年版(新)																												
第3編 空気調和設備																													
<p>1.1.1 亜鉛鉄板ダクト</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">材 料</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛鉄板</td> <td>亜鉛めっきの付着量は、180g/m² (Z18) 以上とする。</td> </tr> <tr> <td>鋼 材</td> <td>鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼とする。</td> </tr> <tr> <td>リベット</td> <td>JIS B 1213 (冷間成形リベット) による銅リベット又は鋼リベットとし、銅リベットは亜鉛めっきを施したものとする。</td> </tr> <tr> <td>ボルト及びナット</td> <td>JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) によるもので、亜鉛めっきを施したものとする。</td> </tr> <tr> <td>ダクト用テープ</td> <td>JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金箔) に準じた厚アルミニウム箔の片面に樹脂系接着剤を塗布したもので、適切な幅に裁断してテープにしたものとする。</td> </tr> <tr> <td>シール材</td> <td>シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(厨房ダクト等はシリコンゴム系とする)</td> </tr> </tbody> </table>	材 料	仕 様	亜鉛鉄板	亜鉛めっきの付着量は、 180g/m² (Z18) 以上とする。	鋼 材	鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼とする。	リベット	JIS B 1213 (冷間成形リベット) による銅リベット又は鋼リベットとし、銅リベットは亜鉛めっきを施したものとする。	ボルト及びナット	JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) によるもので、亜鉛めっきを施したものとする。	ダクト用テープ	JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金箔) に準じた厚アルミニウム箔の片面に樹脂系接着剤を塗布したもので、適切な幅に裁断してテープにしたものとする。	シール材	シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(厨房ダクト等はシリコンゴム系とする)	<p>1.1.1 亜鉛鉄板ダクト</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">材 料</th> <th>仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亜鉛鉄板</td> <td>亜鉛めっきの付着量は、JIS G 3302「熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の Z18 以上とする。</td> </tr> <tr> <td>鋼 材</td> <td>鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼とする。</td> </tr> <tr> <td>リベット</td> <td>JIS B 1213 (冷間成形リベット) による銅リベット又は鋼リベットとし、銅リベットは亜鉛めっきを施したものとする。</td> </tr> <tr> <td>ボルト及びナット</td> <td>JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) によるもので、亜鉛めっきを施したものとする。</td> </tr> <tr> <td>ダクト用テープ</td> <td>JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金箔) に準じた厚アルミニウム箔の片面に樹脂系接着剤を塗布したもので、適切な幅に裁断してテープにしたものとする。</td> </tr> <tr> <td>シール材</td> <td>シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(厨房ダクト等はシリコンゴム系とする)</td> </tr> </tbody> </table>	材 料	仕 様	亜鉛鉄板	亜鉛めっきの付着量は、 JIS G 3302「熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の Z18 以上とする。	鋼 材	鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼とする。	リベット	JIS B 1213 (冷間成形リベット) による銅リベット又は鋼リベットとし、銅リベットは亜鉛めっきを施したものとする。	ボルト及びナット	JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) によるもので、亜鉛めっきを施したものとする。	ダクト用テープ	JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金箔) に準じた厚アルミニウム箔の片面に樹脂系接着剤を塗布したもので、適切な幅に裁断してテープにしたものとする。	シール材	シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(厨房ダクト等はシリコンゴム系とする)
材 料	仕 様																												
亜鉛鉄板	亜鉛めっきの付着量は、 180g/m² (Z18) 以上とする。																												
鋼 材	鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼とする。																												
リベット	JIS B 1213 (冷間成形リベット) による銅リベット又は鋼リベットとし、銅リベットは亜鉛めっきを施したものとする。																												
ボルト及びナット	JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) によるもので、亜鉛めっきを施したものとする。																												
ダクト用テープ	JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金箔) に準じた厚アルミニウム箔の片面に樹脂系接着剤を塗布したもので、適切な幅に裁断してテープにしたものとする。																												
シール材	シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(厨房ダクト等はシリコンゴム系とする)																												
材 料	仕 様																												
亜鉛鉄板	亜鉛めっきの付着量は、 JIS G 3302「熔融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯」の Z18 以上とする。																												
鋼 材	鋼板、形鋼、平鋼及び棒鋼とする。																												
リベット	JIS B 1213 (冷間成形リベット) による銅リベット又は鋼リベットとし、銅リベットは亜鉛めっきを施したものとする。																												
ボルト及びナット	JIS B 1180 (六角ボルト) 及び JIS B 1181 (六角ナット) によるもので、亜鉛めっきを施したものとする。																												
ダクト用テープ	JIS H 4160 (アルミニウム及びアルミニウム合金箔) に準じた厚アルミニウム箔の片面に樹脂系接着剤を塗布したもので、適切な幅に裁断してテープにしたものとする。																												
シール材	シリコンゴム系又はニトリルゴム系を基材としたもので、ダクト材質に悪影響を与えないものとする。(厨房ダクト等はシリコンゴム系とする)																												
<p>1.1.3 スパイラルダクト</p> <p>(1) 亜鉛鉄板製</p> <p>① 直管は、亜鉛鉄板を用いてスパイラル状に甲はぜ掛け機械巻きしたもので、その呼称寸法は、内径基準とし、内径の公差は、呼称寸法に対して 0～+2mm とする。また、はぜ折りの幅は 4.0mm 以上とする。</p>	<p>1.1.3 スパイラルダクト</p> <p>(1) 亜鉛鉄板製</p> <p>① 直管は、亜鉛鉄板を用いてスパイラル状に甲はぜ掛け機械巻きしたもので、その呼称寸法は、内径基準とし、内径の公差は、呼称寸法に対して 0～+2mm とする。また、はぜ折りの幅は 4.0mm 以上とする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>直管部はぜのピッチ (単位 mm)</caption> <thead> <tr> <th>呼称寸法</th> <th>はぜのピッチ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 以下</td> <td>125 以下</td> </tr> <tr> <td>101～1,250</td> <td>150 以下</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>② 継手は、亜鉛鉄板を用いてはぜ継ぎ又は溶接し、両面に有機質亜鉛末塗料 (JIS K 5553 厚膜形ジンクリッチペイント) を施したものとする。</p>	呼称寸法	はぜのピッチ	100 以下	125 以下	101～1,250	150 以下																						
呼称寸法	はぜのピッチ																												
100 以下	125 以下																												
101～1,250	150 以下																												
<p>② 継手は、亜鉛鉄板を用いてはぜ継ぎ又は溶接し、両面に有機質亜鉛末塗料 (JIS K 5553 厚膜形ジンクリッチペイント) を施したものとする。</p>	<p>② 継手は、亜鉛鉄板を用いてはぜ継ぎ又は溶接し、両面に有機質亜鉛末塗料 (JIS K 5553 厚膜形ジンクリッチペイント) を施したものとする。</p>																												

種別・工法	最小継手・長辺長さ及び呼称寸法					継手取付部 リベット ※1	フランジ 取付部 リベット ※1
	0.5	0.6	0.8	1.0	1.2		
①アンクルフランジ工法	最大間隔	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	100 ※4 (中央)	65
長方形ダクト	低圧ダクト (+500～-500Pa以内)	～450	451～750	751～1,500	1,501～2,200	2,201～	最小呼び径 4.5
	高圧1ダクト (+501～-1,000Pa、 -501～-2,000Pa)	～450	451～1,200	1,201～			
	高圧2ダクト (+1,001～-2,000Pa、 -1,001～-2,000Pa)	～450	451～1,200	1,201～			
	業務用厨房 排気ダクト	～450	451～1,200	1,201～1,800	1,801～		
②コーナーボルト工法 (長辺1,500以下)	最大間隔	450	451～750	751～1,500	1,501以上は適用不可	専用コーナー 金具4個	フランジ 押え金具
円形ダクト	最大間隔	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	100	65
	低圧ダクト	～450	451～750	751～1,500	1,501～1,200	1,201～	最小呼び径 4.5
	高圧1ダクト (直管)	～200	201～500	501～900	901～1,000	1,001～1,200	
	高圧1ダクト (継ぎ目)	～200	201～500	501～900	901～1,000	1,001～1,200	
高圧2ダクト (継ぎ目)	～200	201～500	501～900	901～1,000	1,001～1,200		

1.2.1 亜鉛鉄板

種別・工法	板厚・長辺長さ及び呼称寸法					継手取付部 リベット ※1	フランジ 取付部 リベット ※1
	0.5	リベット ※10.6	0.8	1.0	1.2		
①アンクルフランジ工法	最大間隔	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	100 ※4 (中央)	65
長方形ダクト	低圧ダクト (+500～-500Pa以内)	～450	451～750	751～1,500	1,501～2,200	2,201～	最小呼び径 4.5
	高圧1ダクト (+501～-1,000Pa、 -501～-2,000Pa)	～450	451～1,200	1,201～			
	高圧2ダクト (+1,001～-2,000Pa、 -1,001～-2,000Pa)	～450	451～1,200	1,201～			
	業務用厨房 排気ダクト	～450	451～1,200	1,201～1,800	1,801～		
②コーナーボルト工法 (長辺1,500以下)	最大間隔	450	451～750	751～1,500	1,501以上は適用不可	専用コーナー 金具4個	フランジ 押え金具
円形ダクト	最大間隔	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	100	65
	低圧ダクト	～450	451～750	751～1,500	1,501～1,200	1,201～	最小呼び径 4.5
	高圧1ダクト (直管)	～200	201～500	501～900	901～1,000	1,001～1,200	
	高圧1ダクト (継ぎ目)	～200	201～500	501～900	901～1,000	1,001～1,200	
高圧2ダクト (継ぎ目)	～200	201～500	501～900	901～1,000	1,001～1,200		

※見開きから縦書きに修正



1.2.1 亜鉛鉄板

種別・工法	板厚・長辺長さ及び呼称寸法					接合用 ボルト	フランジ 取付用	吊り金具及び支持金物			
	0.5	リベット ※10.6	0.8	1.0	1.2			横走りダクト	立てダクト		
①アンクルフランジ工法	最大間隔	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	100 ※4 (中央)	65	山形鋼	吊り用 ボルト	山形鋼	
長方形ダクト	低圧ダクト (+500～-500Pa以内)	～450	451～750	751～1,500	1,501～2,200	最小呼び径 M8.0 (※1スット 3.0以上)	最小呼び径 4.5	寸法は、 低圧ダクト の各サイズ による 接合用 フランジ に同じ	呼び径 M10又は9 (全ねじ) ※6	寸法は 各板厚 による 接合用 フランジ に同じ	
	高圧1ダクト (+501～-1,000Pa、 -501～-2,000Pa)	～450	451～1,200	1,201～							
	高圧2ダクト (+1,001～-2,000Pa、 -1,001～-2,000Pa)	～450	451～1,200	1,201～							
	業務用厨房 排気ダクト	～450	451～1,200	1,201～1,800	1,801～						
②コーナーボルト工法 (長辺1,500以下)	最大間隔	450	451～750	751～1,500	1,501以上は適用不可	専用コーナー 金具4個	フランジ 押え金具	寸法はアンクル フランジ工法の 接合用フランジ に同じ	呼び径 M10又は9 (全ねじ) ※5 ※6	山形鋼 各階1箇所 以上	
共板フランジ工法	接合用 フランジ	板厚 (アンクルフランジ工法ダクト板厚と同じ) ※12					最小呼び径 M8.0 (※1スット 5.0以上)	板厚4.0以上 ※1外にて 締めつけ	山形鋼	吊り用 ボルト	寸法はアンクル フランジ工法の 接合用フランジ に同じ
	最大間隔	1,750									
スリット フランジ工法	接合用 フランジ	※13					最小呼び径 M8.0 (※1スット 5.0以上)	板厚4.0以上 ※1外にて 締めつけ	山形鋼	吊り用 ボルト	寸法はアンクル フランジ工法の 接合用フランジ に同じ
	最大間隔	1,840									

種別・工法		横方向の補強 ※9				縦方向の補強 ※9		
		25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	40×40×3	40×40×5	
長方形ダクト	①アングルフランジ工法	接合用フランジ ※1	925 リベット呼び径 4.5 最大間隔 100 ※1				中央に1箇所	中央に2箇所
		最大間隔					リベット呼び径 4.5 最大間隔 100 ※1	
	低压ダクト (+500~-500Pa 以内)	最大補強間隔	適用しない	1,210	925	925	925	1,501~2,200
		ダクトの長辺		751~1,200	1,201~1,500	1,501~2,200	2,201~	
	高压1ダクト (+501~-1,000Pa, -501~-1,000Pa)	最大補強間隔	925	925	925	925	2,201~	
		ダクトの長辺	251~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~		
	高压2ダクト (+1,001~-2,500Pa, -1,001~-2,000Pa)							
	排煙ダクト 業務用厨房 排気ダクト※2							
	②コーナーボルト工法 (長辺 1,500 以下)		451~750	751~1,500				
	共板フランジ工法	接合用フランジ	25×25×3	30×30×3				
最大間隔		1,840	925		--	--	--	
スライドオンフランジ工法※3	接合用フランジ	25×25×3	30×30×3					
	最大間隔	1,840	925					

※12 共板フランジ工法の接合方法

※13 スライドオンフランジ工法の接合方法

(単位 mm)				
ダクトの長辺	フランジ最小寸法		コーナー金具板厚	フランジ押え金具厚さ
	高さ	幅		
~ 450	30	9.5	1.2	0.8
451~ 750				0.8
751~1,200				1.0
1,201~1,500				1.6

(単位 mm)				
ダクトの長辺	フランジ最小寸法		コーナー金具	
	高さ	幅	板厚	ボルト呼び径
~450	19	0.6	2.0	M8
451~ 750				
751~1,500				

1.2.2 ステンレス・ガラスウール

ステンレス		最小径厚・長辺長さ及び呼称寸法				接合用ボルト	フランジ取付用リベット※1
種別・工法	0.5	0.6	0.8	1.0			
①アングルフランジ工法	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2	~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~			
②スパイラルダクト	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2							

ガラスウール		接続方法・補強及び補強材料			
種別・工法	0.5	0.6	0.8	1.0	
①アングルフランジ工法	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	
最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0
業務用厨房 排気ダクト※2	~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~	
②スパイラルダクト	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5	
最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)
業務用厨房 排気ダクト※2					

- リベットに替えてスポット溶接としてもよい。ただし、板厚1.0以上、溶接間隔はリベット間隔に準ずる。
- 業務用厨房とは業務用及び一般事務所の従業員食堂、学校、病院の給食用等厨房をいう。
- 種別工法には、ダクトの長さ1,000mm以内の場合または吊りボルトの長さが平均200mm以内の場合を除き、断面剛性を確保する。1,000mmを超える場合は、断面剛性を確保するための補強材を必要とする。また、断面剛性を確保するための補強材は「ガラスウール製ダクト標準施工要領」(ガラスウール製ダクト工業会) (最新版) による。
- ダクトの長さ3,000mmを超える場合は吊りボルトの呼び径は、強度を確認の上決定する。
- ダクトの呼称寸法が1,000mmを超える場合は吊りボルトの呼び径は、強度を確認の上決定する。
- 呼称寸法300mm以下のSS Aダクトは厚さ0.7mm以上のステンレス板を巻取り加工したものを使用してもよい。
- 断面剛性が600mmを超える場合は断面剛性を確保するための補強材を必要とする。また、断面剛性を確保するための補強材は「ガラスウール製ダクト標準施工要領」(ガラスウール製ダクト工業会) (最新版) による。
- 断面剛性が600mmを超える場合は断面剛性を確保するための補強材を必要とする。また、断面剛性を確保するための補強材は「ガラスウール製ダクト標準施工要領」(ガラスウール製ダクト工業会) (最新版) による。
- 接合用フランジサイズの指定は低圧ダクトに同じ。

吊り金具及び支持金物		横方向の補強 ※7				縦方向の補強	
種別・工法	0.5	0.6	0.8	1.0			
①アングルフランジ工法	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2	~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~			
②スパイラルダクト	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2							

吊り金具及び支持金物		横方向の補強 ※7				縦方向の補強	
種別・工法	0.5	0.6	0.8	1.0			
①アングルフランジ工法	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2	~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~			
②スパイラルダクト	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2							

吊り金具及び支持金物		横方向の補強 ※7				縦方向の補強	
種別・工法	0.5	0.6	0.8	1.0			
①アングルフランジ工法	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2	~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~			
②スパイラルダクト	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2							

吊り金具及び支持金物		横方向の補強 ※7				縦方向の補強	
種別・工法	0.5	0.6	0.8	1.0			
①アングルフランジ工法	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2	~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~			
②スパイラルダクト	25×25×3	30×30×3	40×40×3	40×40×5			
最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100	65	
低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内)	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	
業務用厨房 排気ダクト※2							

※見開きから縦書きに修正

1.2.2 ステンレス・ガラスウール

材料名		板厚・長辺長さ及び呼称寸法				接合用ボルト	フランジ取付用リベット ※1	
長方形ダクト	①アングルフランジ工法	接合用フランジ	0.5	0.6	0.8	1.0	—	—
		最大間隔	2,000				100 (コーナー、中央とも)	65
	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内) 業務用厨房排気ダクト ※2 ※8	~750	751~1,500	1,501~2,200	2,201~	最小呼び径 MS.0	最小呼び径 4.5	
		~450	451~1,200	1,201~1,800	1,801~			
円形ダクト	②スパイラルダクト	接合用フランジ※9	0.5	0.6	0.8	1.0	—	—
		最大間隔	4,000 (フランジ及び差込継手とも)				100	65
	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内) 業務用厨房排気ダクト ※2	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	

材料名		吊り金具及び支持金物		横方向の補強 ※7			縦方向の補強	
長方形ダクト	①アングルフランジ工法	接合用フランジ	山形鋼	吊り用ボルト	山形鋼	ダクトの長辺 30×30×3	ダクトの長辺 40×40×3	40
		最大間隔	3,000 ※3		1,000		中央に1箇所	4
	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内) 業務用厨房排気ダクト ※2 ※8	寸法は各板厚による接合用フランジに同じ	呼び径 M10又は9 (金ねじ) ※4	寸法は各板厚による接合用フランジに同じ	リベット 最小呼び径4.5	最大間隔100 ※1	リベット最小呼び径 リベット最大間隔 ※1	4
円形ダクト	②スパイラルダクト	接合用フランジ※9	山形鋼	吊り用ボルト	山形鋼	ダクトの長辺 30×30×3	ダクトの長辺 40×40×3	40
		最大間隔	3,000 ※3		1,000		中央に1箇所	4
	低圧ダクト (+500Pa以下 -500Pa以内) 業務用厨房排気ダクト※2	~560	561~710	711~800	801~1,000	フランジの場合 最小呼び径 MS.0 (ビスでも可)	最小呼び径 4.5	

呼称寸法		接合用フランジ		フランジ取付用リベット		接合用ボルト		吊り金物	
~710	25×25×3	最大間隔	呼び径	リベットの間隔	ねじの呼び径	ボルトの間隔	平鋼	吊り用ボルト	
711~1,000	30×30×3	4,000	4.5	65	MS	100	25×3	M10又は9	
1,001~1,250	40×40×3						30×3	40×3	

呼称寸法		吊り金物	
710以下	25×3	平鋼	吊り用ボルト
710を超え1,000以下	30×3	M10又は9	
1,000を超え1,250以下	40×3		

--	--	--	--	--	--

材料名		板厚	接続方法、補強及び補強材料		
ガラスウール	長方形	低圧ダクト (+500～500Pa 以内)	接続部 アルミ箔テープ 厚 0.05 以上	テープ幅 75 以上	接続方法、補強及び補強材料等は 「ガラスウール製ダクト標準施工要領」 (ガラスウールダクト工業会) (最新版) による
	円形	低圧ダクト (+500～500Pa 以内)		テープ幅 50 以上	

材料名		吊り金具及び支持金物		
		横走りダクト		立てダクト
		山形鋼	吊り用ボルト	平形鋼
ガラスウール	長方形	最大間隔 2,000	呼び径 M10 又は 9 (全ねじ)	各階 1箇所 以上
	円形			

※1. リベットに替えてスポット溶接としてもよい。ただし、板厚 1.0 以上、溶接間隔はリベット間隔に準ずる。

- 業務用厨房とは業務用及び一般事務所の従業員食堂、学校、病院の給食用等厨房をいう。
- 横走り主ダクトには、ダクトの周長が 1,000mm 以内の場合または吊りボルトの長さが平均 200mm 以内の場合を除き、形鋼振れ止め支持を行う。(12m 以下) また、横走り主ダクト末端部にも振れ止め支持を行う。なお、壁貫通などで形鋼による振れ止めと同等に振れを防止できるものは、貫通部と吊り用ボルトの吊りをもって形鋼振れ止め支持とみなしてよい。
- ダクトの周長が 3,000mm を超える場合の吊り用ボルトの呼び径は、強度を確認の上選定する。
- ダクトの呼称寸法が 1,000mm を超える場合吊り用ボルトの呼び径は、強度を確認の上選定する。
- 呼称寸法 300mm 以下の SUS A ダクトは厚さ 0.7mm 以上のステンレス板を帯状に加工したものを使用してもよい。これを使用する場合は要所に振れ止めを行う。(SUS B ダクト、ガラスウールダクトは亜鉛鉄板。)
- 幅又は高さが 450mm を超える保温を施さないダクト面には、縦、横の面とも間隔 300mm 以下のピッチで補強リブを設ける。また厨房用排気は、形鋼等による外部補強とする。(第3編 1.4.4 参照)。
- 接合用フランジサイズの選定は低圧ダクトに同じ。

1.3.1 一般事項

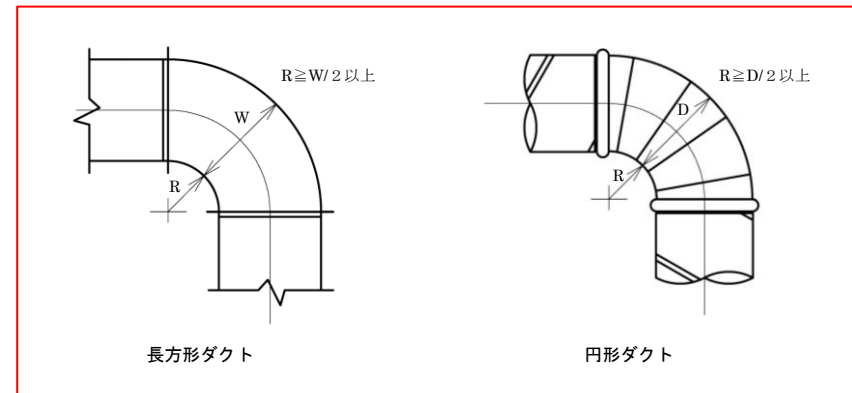
<中略>

(5) ダクトの湾曲部の内側半径は、円形ダクト及びフレキシブルダクトの場合はその半径以上、長方形ダクトの場合は半径方向の幅の 1/2 以上とする。ただし、やむを得ず上記の寸法がとれないときは、必要に応じてガイドベーンを設ける。(第3編 1.11.1 参照)

1.3.1 一般事項

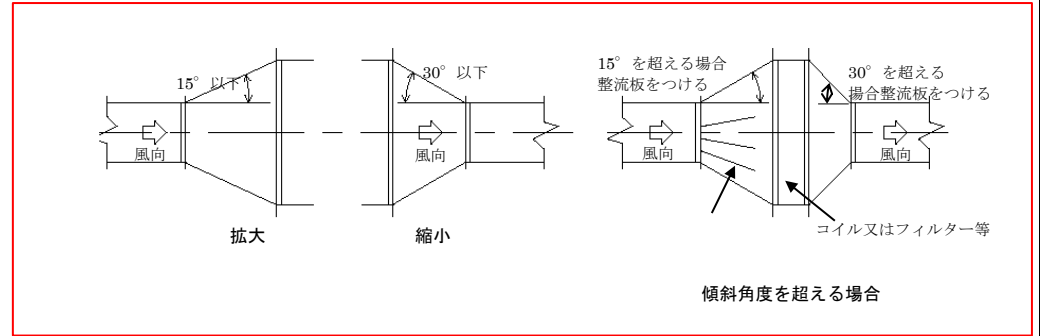
<中略>

(5) ダクトの湾曲部の内側半径は、円形ダクト及びフレキシブルダクトの場合はその半径以上、長方形ダクトの場合は半径方向の幅の 1/2 以上とする。ただし、やむを得ず上記の寸法がとれないときは、必要に応じてガイドベーンを設ける。(第3編 1.11.1 参照)



(6) ダクトの断面を変形させるときは、その傾斜角度は、拡大部は 15° 以下、縮小部は 30° 以下とし、やむを得ず傾斜角度を超える場合は、整流板を設ける。
 又、変形前後にコイル又はフィルターが有る場合は、拡大部は 30° 度を超える場合、縮小部は 45° を超える場合は整流板を設ける。

(6) ダクトの断面を変形させるときは、その傾斜角度は、拡大部は 15° 以下、縮小部は 30° 以下とし、やむを得ず傾斜角度を超える場合は、整流板を設ける。
 又、変形前後にコイル又はフィルターが有る場合は、拡大部は 30° 度を超える場合、縮小部は 45° を超える場合は整流板を設ける。

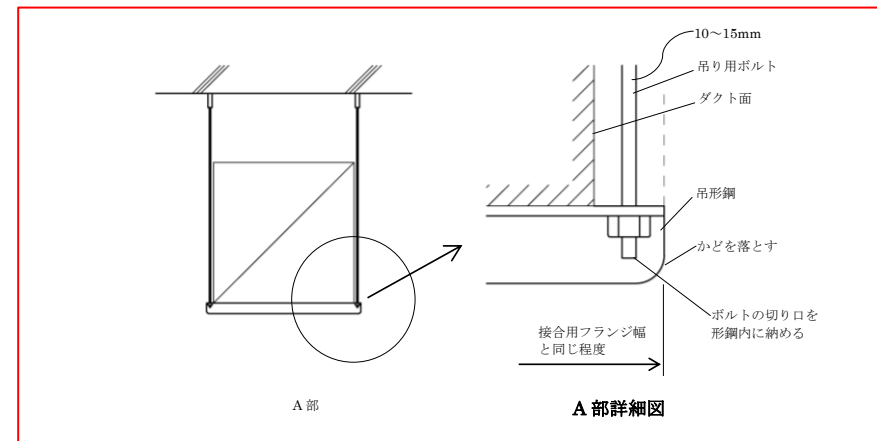
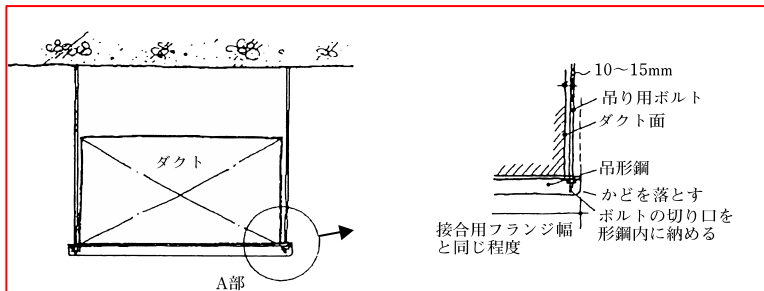


1.4.5 ダクトの吊り及び支持

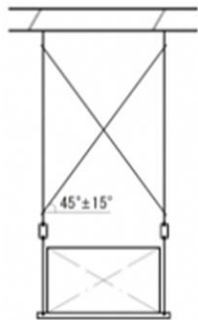
- (1) ダクト仕様一覧表 (第3編 1.2.1 参照)
- (2) 吊り金物の形鋼の長さは、接合用フランジの横幅と同程度の寸法とする。
- (3) 吊り金物の切り口は危険防止のため、かどを落とす。
- (4) 吊用ボルトはダクトの面から 10~15mm の位置とし、保温の中に入れることを原則とし、ボルトの切り口は吊り金物の形鋼内に納める。

1.4.5 ダクトの吊り及び支持

- (1) ダクト仕様一覧表 (第3編 1.2.1 参照)
- (2) 吊り金物の形鋼の長さは、接合用フランジの横幅と同程度の寸法とする。
- (3) 吊り金物の切り口は危険防止のため、かどを落とす。
- (4) 吊用ボルトはダクトの面から 10~15mm の位置とし、保温の中に入れることを原則とし、ボルトの切り口は吊り金物の形鋼内に納める。



(5) 横走りダクトの吊り金物は、振動の伝播を防ぐ必要がある場合は防振材を取り付ける。ただし、防振ゴムは防振ゴムにかかる荷重を基準とし、製造者の選定より決定する。



必要に応じて振れ止めを設ける。斜材を設ける場合、吊り用ボルトの長さは監督員の指示に従う。

吊り用ボルトの長い場合 (例)

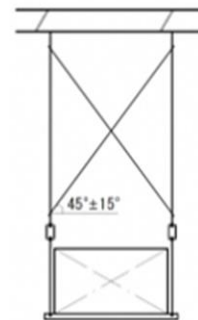
(6) 横走り主ダクトには形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取り付け間隔は12m以下とする。また、横走り主ダクト末端部にも振れ止め支持を行う。

<中略>

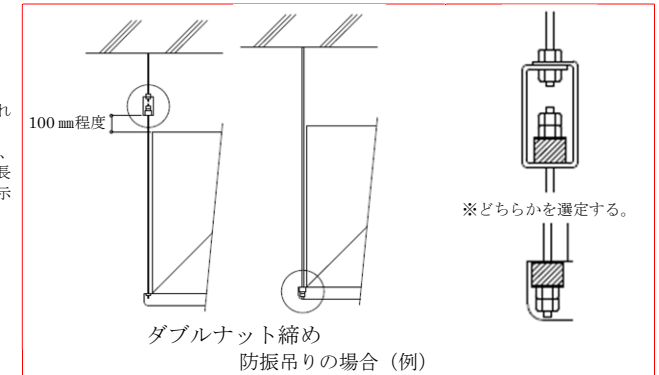
(8) 吊り用ボルトは垂直に使用する。インサート金物の位置が違った場合は、正規の位置にアンカーボルトを取り付けるか、形鋼を使用し、ボルトは曲げない。

1.6.3 ダクトの吊り及び支持

⑤ 横走りダクトの吊り金物は、振動の伝播を防ぐ必要がある場合は防振材を取り付ける。ただし、防振ゴムは防振ゴムにかかる荷重を基準とし、製造者の選定より決定する。



吊り用ボルトの長い場合 (例)



必要に応じて振れ止めを設ける。斜材を設ける場合、吊り用ボルトの長さは監督員の指示に従う。

100mm程度

ダブルナット締め 防振吊りの場合 (例)

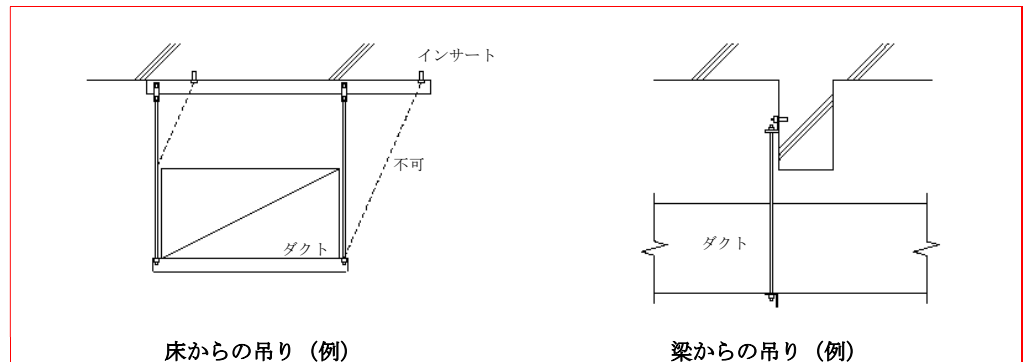
※どちらかを選定する。

(6) 横走りダクトには次の場合を除き、形鋼振れ止め支持を行うものとし、その取り付け間隔は12m以下とする。また、横走りダクト末端部にも振れ止め支持を行う。

- ① ダクトの周長が、1,000mm 以内の場合
- ② 吊り用ボルトの長さが、平均 200mm 以内の場合

<中略>

(8) 吊り用ボルトは垂直に使用する。インサート金物の位置が違った場合は、正規の位置にアンカーボルトを取り付けるか、形鋼を使用し、ボルトは曲げない。



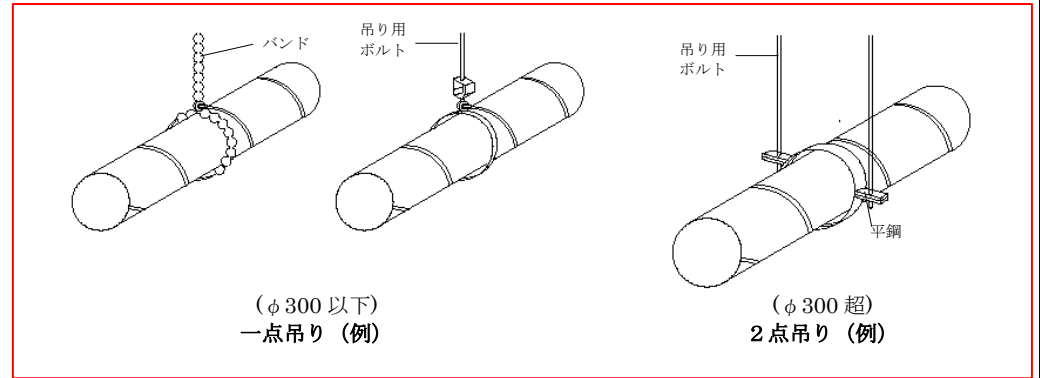
床からの吊り (例)

梁からの吊り (例)

1.6.3 ダクトの吊り及び支持

(1) 小口径 (300φ 以下) の吊り金物は、厚さ 0.6mm の亜鉛鉄板を帯鉄状に加工したものを使用してもよいが要所に振れ止めを行う。大型ダクト (350φ 以上) を吊る場合は 2 点吊りが望ましい。なお、振動伝播を防止する必要がある場合は防振ゴム等を取り付ける。

(1) 小口径 (300φ 以下) の吊り金物は、厚さ 0.6mm の亜鉛鉄板を帯鉄状に加工したものを使用してもよいが要所に振れ止めを行う。大型ダクト (300φ 超) を吊る場合は 2 点吊りが望ましい。なお、振動伝播を防止する必要がある場合は防振ゴム等を取り付ける。



1.8.1 一般事項

<中略>

記載なし

1.8.1 一般事項

<中略>

(6) 厨房等火気使用室や多湿箇所には使用しない。

1.9.1 一般事項

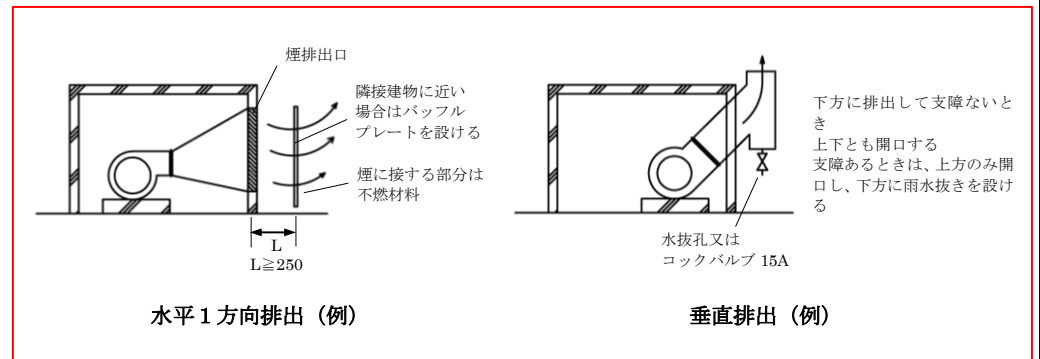
<中略>

(8) 排煙ダクトは木材その他の可燃物から 150mm 以上離す。

1.9.1 一般事項

<中略>

(8) 排煙ダクトは木材その他の可燃物から 150mm 以上離す。



<p>1.10.2 排気フード</p> <p>(1) 一般事項</p> <p><中略></p> <p>④ フードの吊り金物は四隅に設け、吊り間隔を 1,500mm 以下とし、堅固に取り付ける。</p> <p>⑤ フードの天井内は断熱施工する。</p> <p><以下略></p>	<p>1.10.2 排気フード</p> <p>(1) 一般事項</p> <p><中略></p> <p>④ フードの吊り金物は四隅に設け、吊り間隔を 1,500mm 以下とし、堅固に取り付ける。</p> <p>⑤ 排気フードは、天井下地施工後に取付ける。</p> <p>⑥ フードの天井内は断熱施工する。</p> <p><以下略></p>
<p>1.10.3 外気取り入れガラリ及び排気ガラリ</p> <p><中略></p> <p>(7) フィルター等を組み込む場合は、容易に清掃できる構造とする。</p>	<p>1.10.3 外気取り入れガラリ及び排気ガラリ</p> <p><中略></p> <p>(7) フィルター等を組み込む場合は、容易に清掃できる構造とする。</p> <div data-bbox="1317 568 1951 1034" style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">外気ガラリ取り付け要領</p> </div>

1.10.4 ダンパー類

<中略>

⑥ 排煙ダクトに設置する場合の温度ヒューズの作動温度は 280℃とする。

一般空調、換気	72	
排煙	280	※1
厨房排気	+30	※2・3
ボイラー室排気	120	
加熱コイル直下流		

※1. 建物用途により長時間排煙が必要な場合で、排煙設備が高温に耐えられるように設計されている時の作動温度は高い方が望ましい。

2. 検知部の最高周囲温度プラス 30℃とし、最低温度は 120℃とする。

3. ダクト消火設備のある場合は、ダクト消火設備メーカーに作動温度を確認すること。

1.10.4 ダンパー類

各ダンパー施工後は、作動の確認を行う。

<中略>

⑥ 排煙ダクトに設置する場合の温度ヒューズの作動温度は 280℃とする。

一般空調、換気	72	
排煙	280	※1
厨房排気	+30	※2・3
厨房排気(回転釜)	180	
ボイラー室排気	120	
加熱コイル直下流		

※1. 建物用途により長時間排煙が必要な場合で、排煙設備が高温に耐えられるように設計されている時の作動温度は高い方が望ましい。

2. 検知部の最高周囲温度プラス 30℃とし、最低温度は 120℃とする。

3. ダクト消火設備のある場合は、ダクト消火設備メーカーに作動温度を確認すること。

<以下略>

1.10.9 グリス除去装置

(1) 油脂を含む蒸気を発生する箇所には、グリス除去装置を設ける。方式は、特記による。

(2) グリスフィルターは、次による。

① 油脂分等を含む蒸気を、排気する際に分離・除去(付着)する構造とし、除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、清掃できる構造とする。

<以下略>

1.10.9 グリス除去装置

(1) 油脂を含む蒸気を発生する箇所には、グリス除去装置を設ける。方式は、特記による。

(2) グリスフィルターは、次による。

① 油脂分等を含む蒸気を、排気する際に分離・除去(付着)する構造とし、除去した油脂分等を自動的に回収できる機能を有し、容易に取り外し清掃できる構造とする。

<以下略>

1.11.1 ダクトの曲がり及び分岐

<中略>

(4) 割込み、分岐方法の良否

1.11.1 ダクトの曲がり及び分岐

<中略>

(4) 割込み、分岐方法の良否

1.11.2 ダクトの接続

<中略>

(4) 排煙口の接続

排煙口の開放装置の中心設置高さは床仕上面より 1,300 mm(状況により 800~1,500 mm)とする。

アウターチューブの曲がり半径は3箇所以内にする。

(5) 送風機とダクトの接続

<以下略>

1.11.2 ダクトの接続

<中略>

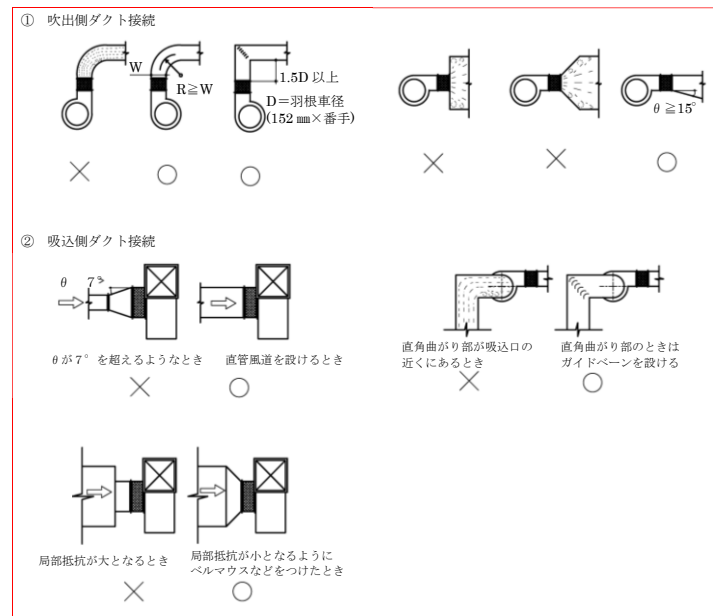
(4) 排煙口の接続

排煙口の開放装置の中心設置高さは床仕上面より 1,300 mm(状況により 800~1,500 mm)とする。

アウターチューブの曲がり半径は3箇所以内にする。

施工後には作動（手動開放装置及び連動制御器等を含む）の確認を行う。

(5) 送風機とダクトの接続

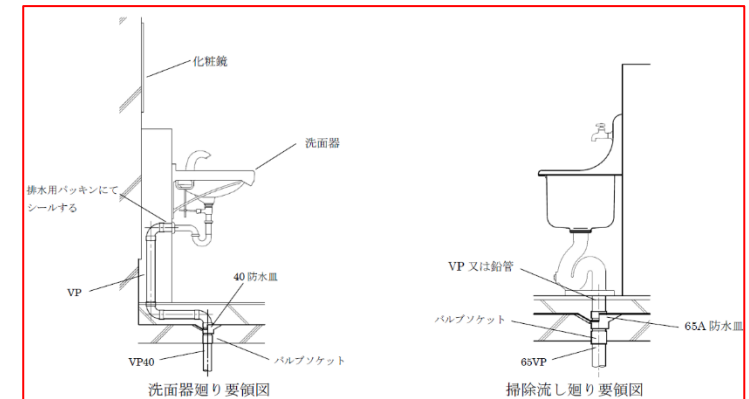
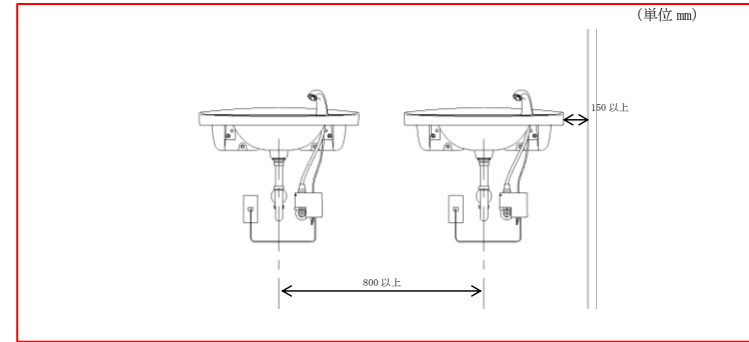


令和5年版(旧)	令和8年版(新)																																																																																																																														
第4編 自動制御設備																																																																																																																															
<p>1.1.1 一般事項</p> <p>(1) 本マニュアルは、機器に附属する制御には適用しない。</p> <p>(2) 自動制御のシステム構成、機能は公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版、 図面及び特記による。</p> <p>(3) 低圧屋内配線及び電気配管は、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」(令和5年版)及び 横浜市建築局「電気設備工事施工マニュアル」(令和5年版)による。</p>	<p>1.1.1 一般事項</p> <p>(1) 本マニュアルは、機器に附属する制御には適用しない。</p> <p>(2) 自動制御のシステム構成、機能は公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、図面及び特 記による。</p> <p>(3) 低圧屋内配線及び電気配管は、「横浜市建築局電気設備工事特則仕様書」及び横浜市建築局 「電気設備工事施工マニュアル」による。</p>																																																																																																																														
<p>1.3.1 計装用配線機材等</p> <p>(1) 計装用機材</p> <p><中略></p> <p>④</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>呼 称</th> <th>名 称</th> <th>規格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EM-IE</td> <td>EM-IE 電線</td> <td>600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)</td> <td>JIS C 3612</td> </tr> <tr> <td>EM-MOOS</td> <td>マイクロホンコード</td> <td>マイクロホン用耐燃性ポリオレフィンコード</td> <td>JCS 4508</td> </tr> <tr> <td>EM-CEE</td> <td>制御ケーブル</td> <td>制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE/F)</td> <td>JIS C 3401</td> </tr> <tr> <td>EM-CEE-S</td> <td>制御ケーブル</td> <td>制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル (遮へい付) (CEE-S/F)</td> <td>JCS 4258</td> </tr> <tr> <td>EM-nC2E</td> <td>同軸ケーブル</td> <td>耐燃性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル</td> <td>JCS 5422</td> </tr> <tr> <td>EM-CE</td> <td>600V ポリエチレン ケーブル</td> <td>600V 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (600V CE/F)</td> <td>JIS C 3605</td> </tr> <tr> <td>ECO-CPEE</td> <td>CPEE ケーブル</td> <td>市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル</td> <td>JCS 5287</td> </tr> <tr> <td>ECO-CPEE-SA</td> <td>CPEES ケーブル</td> <td>市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (アルミテープ遮へい)</td> <td>JCS 5287</td> </tr> <tr> <td>EM IE/F</td> <td>耐熱ビニル電線</td> <td>600V 二種ビニル絶縁電線</td> <td>JIS S 3317</td> </tr> <tr> <td>EM HP</td> <td>耐熱ケーブル</td> <td>小勢力回路用耐熱電線</td> <td>JCS 3501</td> </tr> <tr> <td>EM FP, EM FP-C</td> <td>耐火ケーブル</td> <td>耐火ケーブル</td> <td>JCS 4506</td> </tr> <tr> <td>JKEV-S</td> <td>計装用ケーブル</td> <td>弱电計装用ケーブル</td> <td>JKEV-S</td> </tr> <tr> <td>EM-UTP</td> <td>制御用ケーブル</td> <td>耐燃性ポリオレフィンシースLAN用ツイストペアケーブル</td> <td>JCS 5503</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td rowspan="2">光ファイバケーブル</td> <td>光ファイバ通則</td> <td>JIS C 6820</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>光ファイバコネクタ通則</td> <td>JIS C 5962</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>呼 称</td> <td>電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ</td> <td>JIS C 2336</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1.記号の()内は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和4年版による。</p> <p>2.耐熱電線は、消防法令に適合するもの、又は耐火、耐熱電線認定業務委員会の認定を受けてい</p>	記号	呼 称	名 称	規格番号	EM-IE	EM-IE 電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)	JIS C 3612	EM-MOOS	マイクロホンコード	マイクロホン用耐燃性ポリオレフィンコード	JCS 4508	EM-CEE	制御ケーブル	制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE/F)	JIS C 3401	EM-CEE-S	制御ケーブル	制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル (遮へい付) (CEE-S/F)	JCS 4258	EM-nC2E	同軸ケーブル	耐燃性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル	JCS 5422	EM-CE	600V ポリエチレン ケーブル	600V 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (600V CE/F)	JIS C 3605	ECO-CPEE	CPEE ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル	JCS 5287	ECO-CPEE-SA	CPEES ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (アルミテープ遮へい)	JCS 5287	EM IE/F	耐熱ビニル電線	600V 二種ビニル絶縁電線	JIS S 3317	EM HP	耐熱ケーブル	小勢力回路用耐熱電線	JCS 3501	EM FP, EM FP-C	耐火ケーブル	耐火ケーブル	JCS 4506	JKEV-S	計装用ケーブル	弱电計装用ケーブル	JKEV-S	EM-UTP	制御用ケーブル	耐燃性ポリオレフィンシースLAN用ツイストペアケーブル	JCS 5503	—	光ファイバケーブル	光ファイバ通則	JIS C 6820	—	光ファイバコネクタ通則	JIS C 5962	—	呼 称	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS C 2336	<p>1.3.1 計装用配線機材等</p> <p>(1) 計装用機材</p> <p><中略></p> <p>④</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>呼 称</th> <th>名 称</th> <th>規格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>EM-IE</td> <td>EM-IE 電線</td> <td>600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)</td> <td>JIS C 3612</td> </tr> <tr> <td>EM-MOOS</td> <td>マイクロホンコード</td> <td>マイクロホン用耐燃性ポリオレフィンコード</td> <td>JCS 4508</td> </tr> <tr> <td>EM-CEE</td> <td>制御ケーブル</td> <td>制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE)</td> <td>JIS C 3401</td> </tr> <tr> <td>EM-CEE-S</td> <td>制御ケーブル</td> <td>制御用難燃性ポリエチレン シースケーブル (遮へい付) (CEE-S)</td> <td>JCS 4258</td> </tr> <tr> <td>EM-nC2E</td> <td>同軸ケーブル</td> <td>耐燃性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル</td> <td>JCS 5422</td> </tr> <tr> <td>EM-CE</td> <td>600V ポリエチレン ケーブル</td> <td>600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性 ビニルシースケーブル (600V CE/F)</td> <td>JIS C 3605</td> </tr> <tr> <td>ECO-CPEE</td> <td>CPEE ケーブル</td> <td>市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル</td> <td>JCS 5287</td> </tr> <tr> <td>ECO-CPEE-SA</td> <td>CPEES ケーブル</td> <td>市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (アルミテープ遮へい)</td> <td>JCS 5287</td> </tr> <tr> <td>EM FP, EM FP-C</td> <td>耐火ケーブル</td> <td>耐火ケーブル</td> <td>JCS 4506</td> </tr> <tr> <td>JKEV-S</td> <td>計装用ケーブル</td> <td>弱电計装用ケーブル</td> <td>JKEV-S</td> </tr> <tr> <td>EM-UTP</td> <td>制御用ケーブル</td> <td>耐燃性ポリオレフィンシースLAN用ツイストペアケーブル</td> <td>JCS 5503</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td rowspan="2">光ファイバケーブル</td> <td>光ファイバ通則</td> <td>JIS C 6820</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>光ファイバコネクタ通則</td> <td>JIS C 5962</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>呼 称</td> <td>電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ</td> <td>JIS C 2336</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1.記号の()内は、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)による。</p> <p>2.耐熱電線は、消防法令に適合するもの、又は耐火、耐熱電線認定業務委員会の認定を受けてい</p>	記号	呼 称	名 称	規格番号	EM-IE	EM-IE 電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)	JIS C 3612	EM-MOOS	マイクロホンコード	マイクロホン用耐燃性ポリオレフィンコード	JCS 4508	EM-CEE	制御ケーブル	制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE)	JIS C 3401	EM-CEE-S	制御ケーブル	制御用難燃性ポリエチレン シースケーブル (遮へい付) (CEE-S)	JCS 4258	EM-nC2E	同軸ケーブル	耐燃性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル	JCS 5422	EM-CE	600V ポリエチレン ケーブル	600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性 ビニルシースケーブル (600V CE/F)	JIS C 3605	ECO-CPEE	CPEE ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル	JCS 5287	ECO-CPEE-SA	CPEES ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (アルミテープ遮へい)	JCS 5287	EM FP, EM FP-C	耐火ケーブル	耐火ケーブル	JCS 4506	JKEV-S	計装用ケーブル	弱电計装用ケーブル	JKEV-S	EM-UTP	制御用ケーブル	耐燃性ポリオレフィンシースLAN用ツイストペアケーブル	JCS 5503	—	光ファイバケーブル	光ファイバ通則	JIS C 6820	—	光ファイバコネクタ通則	JIS C 5962	—	呼 称	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS C 2336
記号	呼 称	名 称	規格番号																																																																																																																												
EM-IE	EM-IE 電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)	JIS C 3612																																																																																																																												
EM-MOOS	マイクロホンコード	マイクロホン用耐燃性ポリオレフィンコード	JCS 4508																																																																																																																												
EM-CEE	制御ケーブル	制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE/F)	JIS C 3401																																																																																																																												
EM-CEE-S	制御ケーブル	制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル (遮へい付) (CEE-S/F)	JCS 4258																																																																																																																												
EM-nC2E	同軸ケーブル	耐燃性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル	JCS 5422																																																																																																																												
EM-CE	600V ポリエチレン ケーブル	600V 架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (600V CE/F)	JIS C 3605																																																																																																																												
ECO-CPEE	CPEE ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル	JCS 5287																																																																																																																												
ECO-CPEE-SA	CPEES ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (アルミテープ遮へい)	JCS 5287																																																																																																																												
EM IE/F	耐熱ビニル電線	600V 二種ビニル絶縁電線	JIS S 3317																																																																																																																												
EM HP	耐熱ケーブル	小勢力回路用耐熱電線	JCS 3501																																																																																																																												
EM FP, EM FP-C	耐火ケーブル	耐火ケーブル	JCS 4506																																																																																																																												
JKEV-S	計装用ケーブル	弱电計装用ケーブル	JKEV-S																																																																																																																												
EM-UTP	制御用ケーブル	耐燃性ポリオレフィンシースLAN用ツイストペアケーブル	JCS 5503																																																																																																																												
—	光ファイバケーブル	光ファイバ通則	JIS C 6820																																																																																																																												
—		光ファイバコネクタ通則	JIS C 5962																																																																																																																												
—	呼 称	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS C 2336																																																																																																																												
記号	呼 称	名 称	規格番号																																																																																																																												
EM-IE	EM-IE 電線	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (IE/F)	JIS C 3612																																																																																																																												
EM-MOOS	マイクロホンコード	マイクロホン用耐燃性ポリオレフィンコード	JCS 4508																																																																																																																												
EM-CEE	制御ケーブル	制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル (CEE)	JIS C 3401																																																																																																																												
EM-CEE-S	制御ケーブル	制御用難燃性ポリエチレン シースケーブル (遮へい付) (CEE-S)	JCS 4258																																																																																																																												
EM-nC2E	同軸ケーブル	耐燃性ポリエチレンシース高周波同軸ケーブル	JCS 5422																																																																																																																												
EM-CE	600V ポリエチレン ケーブル	600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性 ビニルシースケーブル (600V CE/F)	JIS C 3605																																																																																																																												
ECO-CPEE	CPEE ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレン シースケーブル	JCS 5287																																																																																																																												
ECO-CPEE-SA	CPEES ケーブル	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレン シースケーブル (アルミテープ遮へい)	JCS 5287																																																																																																																												
EM FP, EM FP-C	耐火ケーブル	耐火ケーブル	JCS 4506																																																																																																																												
JKEV-S	計装用ケーブル	弱电計装用ケーブル	JKEV-S																																																																																																																												
EM-UTP	制御用ケーブル	耐燃性ポリオレフィンシースLAN用ツイストペアケーブル	JCS 5503																																																																																																																												
—	光ファイバケーブル	光ファイバ通則	JIS C 6820																																																																																																																												
—		光ファイバコネクタ通則	JIS C 5962																																																																																																																												
—	呼 称	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS C 2336																																																																																																																												

<p>る旨の表示(JCMA マーク)のあるものとする。</p> <p><中略></p> <p>1.3.1 計装用配線機材等</p> <p>(3) 施工共通事項</p> <p>② 金属管の接続 (ねじ無し電線管)</p> <p>鉄管は左右均等になるように突き合わせ、切断面は内外とも面取りを行う。</p> <p>・ 止めねじは、十分締め付ける</p>	<p>る旨の表示(JCMA マーク)のあるものとする。</p> <p><中略></p> <p>1.3.1 計装用配線機材等</p> <p>(3) 施工共通事項</p> <p>② 金属管の接続 (ねじ無し電線管)</p> <p>鉄管は左右均等になるように突き合わせ、切断面は内外とも面取りを行う。</p> <p>・ 止めねじは、十分締め付ける</p> <div data-bbox="1131 480 2145 783" style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> </div>
<p>1.3.2 盤の取付け</p> <p><中略></p> <p>(3) 盤の取付け (屋内施工例)</p> <p>取付についての注意事項は横浜市建築局「電気設備工事施工マニュアル」(令和5年版)の「機器及び版の取付け」を参照のこと。</p>	<p>1.3.2 盤の取付け</p> <p><中略></p> <p>(3) 盤の取付け (屋内施工例)</p> <p>取付についての注意事項は横浜市建築局「電気設備工事施工マニュアル」の「機器及び版の取付け」を参照のこと。</p>

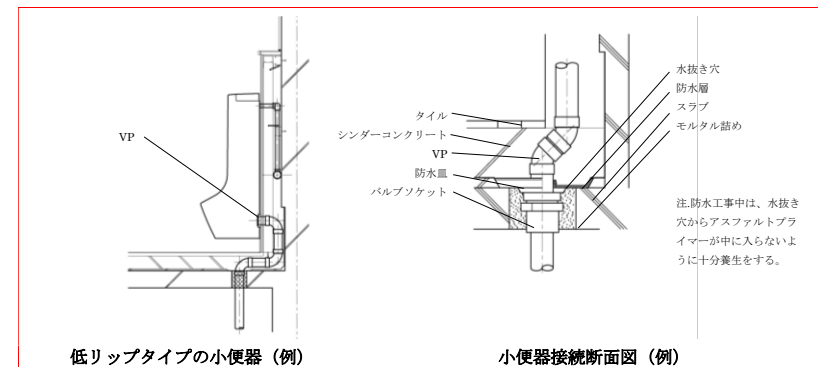
⑥ 洗面器の設置間隔は800mm以上、壁から洗面器の離れは150mm以上とする。

⑥ 洗面器の設置間隔は800mm以上、壁から洗面器の離れは150mm以上とする。



(3) 小便器

(3) 小便器



<p>2.2.1 一般事項</p> <p>横浜市環境創造局「横浜市排水設備要覧」、「横浜市下水道設計標準図」及び国土交通省通達「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し施工する。屋外排水設備工事の根切り埋め戻しは、労働安全衛生法施行規則第356条、建築基準法施行令136条の3を遵守し、崩落事故防止等に十分配慮した安全施工を行う。また公道以外に設置する鑄鉄製マンホールは安全性、耐食性を十分考慮する。(以下に抜粋を記載)</p>	<p>2.2.1 一般事項</p> <p>横浜市下水道河川局「横浜市排水設備要覧」、「横浜市下水道設計標準図」及び国土交通省通達「建設工事公衆災害防止対策要綱」に準拠し施工する。屋外排水設備工事の根切り埋め戻しは、労働安全衛生法施行規則第356条、建築基準法施行令136条の3を遵守し、崩落事故防止等に十分配慮した安全施工を行う。また公道以外に設置する鑄鉄製マンホールは安全性、耐食性を十分考慮する。(以下に抜粋を記載)</p>
<p>2.2.16 インバート構造図</p> <p>(2) インバートの築造要領</p> <p>汚水ますのインバートは管径の半円としてその肩の勾配は20%とする。</p>	<p>2.2.16 インバート構造図</p> <p>(2) インバートの築造要領</p> <p>汚水ますのインバートは管径の半円としてその肩の勾配は20%とする。</p> <div data-bbox="1128 563 1926 874" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">断面図 インバートの築造要領</p> </div>

令和5年版(旧)	令和8年版(新)
第6編 総合調整	
<p>1.1.2 試運転の準備</p> <p>(1) 受電、通水、ガスの供給等の時期が決まったら、総合調整の日程、人員、安全対策、調整方法を検討し、計画する。</p> <p>(2) 設計図、仕様書、機器承諾図等により、各機器の流量、温度、圧力等の設定値を確認し、チェックポイントの計画及び準備を行う。</p> <p><以下略></p>	<p>1.1.2 試運転の準備</p> <p>(1) 受電、通水、ガスの供給等の時期が決まったら、総合調整の日程、人員、安全対策、調整方法を検討し、計画する。</p> <p>(2) 設計図、仕様書、工事中材料等承諾願等により、各機器の流量、温度、圧力等の設定値を確認し、チェックポイントの計画及び準備を行う。</p> <p><以下略></p>
<p>記載なし</p>	<p>1.1.5 関連工事との総合試運転進展調整</p> <p>関連工事等々の総合試運転調整を行う場合は、次による。</p> <p>(1) 空気調和設備、消火設備、昇降機設備等について関連する機器と連動させ、設計図書の意図した機能を満たすことを確認する。</p> <p>(2) その他事項については、監督員と協議する。</p>

令和5年版(旧)	令和8年版(新)																																																												
第7編 参考資料																																																													
<p>第1章 安全管理_1節 安全管理体制及び対策</p> <p><中略></p> <p>(22) 可搬式作業台</p> <p>① 使用前の点検（ねじの緩み、部品の外れ、部材の曲がり・割れ）</p> <p>② 手がかり棒はロックされているか。</p> <p>③ 主脚のストッパーは確実にロックされているか。</p> <p>④ 延長脚のストッパーは確実にロックされているか。</p> <p>社団法人東京建設業協会 「可搬式作業台を正しく安全に使いましょう」等を参考とする。</p>	<p>第1章 安全管理_1節 安全管理体制及び対策</p> <p><中略></p> <p>(22) 可搬式作業台</p> <p>① 使用前の点検（ねじの緩み、部品の外れ、部材の曲がり・割れ）</p> <p>② 手がかり棒はロックされているか。</p> <p>③ 主脚のストッパーは確実にロックされているか。</p> <p>④ 延長脚のストッパーは確実にロックされているか。</p> <p>厚生労働省資料「可搬式作業台、高所作業」等を参考とする。</p>																																																												
<p>第2章 環境保全_1節 機器・設備の設置に関する規制基準等</p> <p><中略></p> <p>関係法令の手続き等については、以下の担当部局及びHPを参照し、手続きを行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係法令等</th> <th>担当部局</th> <th>HP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音規制法</td> <td rowspan="4">環境創造局 大気・音環境課</td> <td>横浜市ホームページ>騒音規制法・振動規制法</td> </tr> <tr> <td>振動規制法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大気汚染防止法</td> <td>横浜市ホームページ>大気汚染防止法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法</td> <td>横浜市ホームページ>ダイオキシン類対策特別措置法</td> </tr> <tr> <td>水質汚濁防止法</td> <td rowspan="2">環境創造局 水・土壌環境課水質担当※</td> <td>横浜市ホームページ>水質汚濁防止</td> </tr> <tr> <td>下水道法</td> <td>横浜市ホームページ>下水道</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）</td> <td rowspan="2">資源循環局 事業系廃棄物対策課</td> <td>横浜市ホームページ>産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）</td> <td>横浜市ホームページ>事業系一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>横浜市生活環境の保全等に関する条例</td> <td>環境創造局 環境管理課</td> <td>横浜市ホームページ>横浜市生活環境の保全等に関する条例</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td rowspan="2">建築局 建築企画課</td> <td>横浜市ホームページ>建築基準法に基づく規制・取扱等</td> </tr> <tr> <td>建築物省エネ法</td> <td>横浜市ホームページ>建築物省エネ法の届出・適合性判定</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令等	担当部局	HP	騒音規制法	環境創造局 大気・音環境課	横浜市ホームページ>騒音規制法・振動規制法	振動規制法		大気汚染防止法	横浜市ホームページ>大気汚染防止法	ダイオキシン類対策特別措置法	横浜市ホームページ>ダイオキシン類対策特別措置法	水質汚濁防止法	環境創造局 水・土壌環境課水質担当※	横浜市ホームページ>水質汚濁防止	下水道法	横浜市ホームページ>下水道	廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）	資源循環局 事業系廃棄物対策課	横浜市ホームページ>産業廃棄物	廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）	横浜市ホームページ>事業系一般廃棄物	横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境創造局 環境管理課	横浜市ホームページ>横浜市生活環境の保全等に関する条例	建築基準法	建築局 建築企画課	横浜市ホームページ>建築基準法に基づく規制・取扱等	建築物省エネ法	横浜市ホームページ>建築物省エネ法の届出・適合性判定	<p>第2章 環境保全_1節 機器・設備の設置に関する規制基準等</p> <p><中略></p> <p>関係法令の手続き等については、以下の担当部局及びHPを参照し、手続きを行うこと。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>関係法令等</th> <th>担当部局</th> <th>HP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音規制法</td> <td rowspan="4">みどり環境局 大気・音環境課</td> <td>横浜市ホームページ>騒音規制法・振動規制法</td> </tr> <tr> <td>振動規制法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大気汚染防止法</td> <td>横浜市ホームページ>大気汚染防止法</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法</td> <td>横浜市ホームページ>ダイオキシン類対策特別措置法</td> </tr> <tr> <td>水質汚濁防止法</td> <td rowspan="2">みどり環境局 水・土壌環境課水質担当※</td> <td>横浜市ホームページ>水質汚濁防止</td> </tr> <tr> <td>下水道法</td> <td>横浜市ホームページ>下水道</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）</td> <td rowspan="2">資源循環局 事業系廃棄物対策課</td> <td>横浜市ホームページ>産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）</td> <td>横浜市ホームページ>事業系一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>横浜市生活環境の保全等に関する条例</td> <td>みどり環境局 環境管理課</td> <td>横浜市ホームページ>横浜市生活環境の保全等に関する条例</td> </tr> <tr> <td>建築基準法</td> <td rowspan="2">建築局 建築企画課</td> <td>横浜市ホームページ>建築基準法に基づく規制・取扱等</td> </tr> <tr> <td>建築物省エネ法</td> <td>横浜市ホームページ>建築物省エネ法の届出・適合性判定</td> </tr> </tbody> </table>	関係法令等	担当部局	HP	騒音規制法	みどり環境局 大気・音環境課	横浜市ホームページ>騒音規制法・振動規制法	振動規制法		大気汚染防止法	横浜市ホームページ>大気汚染防止法	ダイオキシン類対策特別措置法	横浜市ホームページ>ダイオキシン類対策特別措置法	水質汚濁防止法	みどり環境局 水・土壌環境課水質担当※	横浜市ホームページ>水質汚濁防止	下水道法	横浜市ホームページ>下水道	廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）	資源循環局 事業系廃棄物対策課	横浜市ホームページ>産業廃棄物	廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）	横浜市ホームページ>事業系一般廃棄物	横浜市生活環境の保全等に関する条例	みどり環境局 環境管理課	横浜市ホームページ>横浜市生活環境の保全等に関する条例	建築基準法	建築局 建築企画課	横浜市ホームページ>建築基準法に基づく規制・取扱等	建築物省エネ法	横浜市ホームページ>建築物省エネ法の届出・適合性判定
関係法令等	担当部局	HP																																																											
騒音規制法	環境創造局 大気・音環境課	横浜市ホームページ>騒音規制法・振動規制法																																																											
振動規制法																																																													
大気汚染防止法		横浜市ホームページ>大気汚染防止法																																																											
ダイオキシン類対策特別措置法		横浜市ホームページ>ダイオキシン類対策特別措置法																																																											
水質汚濁防止法	環境創造局 水・土壌環境課水質担当※	横浜市ホームページ>水質汚濁防止																																																											
下水道法		横浜市ホームページ>下水道																																																											
廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）	資源循環局 事業系廃棄物対策課	横浜市ホームページ>産業廃棄物																																																											
廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）		横浜市ホームページ>事業系一般廃棄物																																																											
横浜市生活環境の保全等に関する条例	環境創造局 環境管理課	横浜市ホームページ>横浜市生活環境の保全等に関する条例																																																											
建築基準法	建築局 建築企画課	横浜市ホームページ>建築基準法に基づく規制・取扱等																																																											
建築物省エネ法		横浜市ホームページ>建築物省エネ法の届出・適合性判定																																																											
関係法令等	担当部局	HP																																																											
騒音規制法	みどり環境局 大気・音環境課	横浜市ホームページ>騒音規制法・振動規制法																																																											
振動規制法																																																													
大気汚染防止法		横浜市ホームページ>大気汚染防止法																																																											
ダイオキシン類対策特別措置法		横浜市ホームページ>ダイオキシン類対策特別措置法																																																											
水質汚濁防止法	みどり環境局 水・土壌環境課水質担当※	横浜市ホームページ>水質汚濁防止																																																											
下水道法		横浜市ホームページ>下水道																																																											
廃棄物の処理と清掃に関する法律（産業廃棄物）	資源循環局 事業系廃棄物対策課	横浜市ホームページ>産業廃棄物																																																											
廃棄物の処理と清掃に関する法律（一般廃棄物）		横浜市ホームページ>事業系一般廃棄物																																																											
横浜市生活環境の保全等に関する条例	みどり環境局 環境管理課	横浜市ホームページ>横浜市生活環境の保全等に関する条例																																																											
建築基準法	建築局 建築企画課	横浜市ホームページ>建築基準法に基づく規制・取扱等																																																											
建築物省エネ法		横浜市ホームページ>建築物省エネ法の届出・適合性判定																																																											

グリーン購入法	環境創造局 環境エネルギー課	<u>横浜市ホームページ>グリーン購入の推進</u>
---------	---------------------------------	-------------------------------

※下水道処理区域は下水道法により**環境創造局**水・土壌環境課下水道担当の所管であるが、分流式の下水道処理区域の場合は同課水質担当にも書類申請画が必要である。また、下水道処理区域外は同課水質担当の所管となる。

グリーン購入法	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素マネジメント課	<u>横浜市ホームページ>グリーン購入の推進</u>
---------	-----------------------------------------------	-------------------------------

※下水道処理区域は下水道法により**みどり環境局**水・土壌環境課下水道担当の所管であるが、分流式の下水道処理区域の場合は同課水質担当にも書類申請画が必要である。また、下水道処理区域外は同課水質担当の所管となる。

第2章 環境保全_2節 作業に関する規制

横浜市内で行われる工事等の建設作業の中には、騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法や横浜市生活環境の保全などに関する条例等により届出義務や規制の基準等が定められている。

規制法令等	担当部局等	備考
騒音規制法	環境創造局 環境保全部 大気・音環境課 671 - 2485	作業開始の7日前までに届出 (工業専用地域を除く)
振動規制法		
横浜市生活環境の保全等に関する条例 (焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準)	環境創造局 環境保全部 環境管理課 671 - 2733	解体工事に着手する14日前までに解体工事計画書の提出
大気汚染防止法	環境創造局 環境保全部 大気・音環境課 671 - 3843	作業開始の14日前までに届出 石綿排出は作業完了後30日以内に届出
横浜市生活環境の保全に関する条例 (石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準)		作業開始の7日前までに工事施工計画書の提出 石綿排出は作業完了後30日以内に届出

第2章 環境保全_2節 作業に関する規制

横浜市内で行われる工事等の建設作業の中には、騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法や横浜市生活環境の保全などに関する条例等により届出義務や規制の基準等が定められている。

規制法令等	担当部局等	備考
騒音規制法	みどり環境局 大気・音環境課 671 - 2485	作業開始の7日前までに届出 (工業専用地域を除く)
振動規制法		
横浜市生活環境の保全等に関する条例 (焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策指導基準)	みどり環境局 環境管理課 671 - 2733	解体工事に着手する14日前までに解体工事計画書の提出
大気汚染防止法	みどり環境局 大気・音環境課 671 - 3843	作業開始の14日前までに届出 石綿排出は作業完了後30日以内に届出
横浜市生活環境の保全に関する条例 (石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準)		作業開始の7日前までに工事施工計画書の提出 石綿排出は作業完了後30日以内に届出

第2章 環境保全_2節 作業に関する規制

2.2.1 騒音規制法 (以下「法」という)

詳細について**環境創造局**大気・音環境課の「特定建設作業実施届出の手引」を参照のこと。

<以下略>

第2章 環境保全_2節 作業に関する規制

2.2.1 騒音規制法 (以下「法」という)

詳細について**みどり環境局**大気・音環境課の「特定建設作業実施届出の手引」を参照のこと。

<以下略>

<p>第2章 環境保全_2節 作業に関する規制</p> <p>2.2.2 振動規制法（以下「法」という）</p> <p>詳細について環境創造局大気・音環境課の「特定建設作業実施届出の手引」を参照のこと。</p> <p><以下略></p>	<p>第2章 環境保全_2節 作業に関する規制</p> <p>2.2.2 振動規制法（以下「法」という）</p> <p>詳細についてみどり環境局大気・音環境課の「特定建設作業実施届出の手引」を参照のこと。</p> <p><以下略></p>																																								
<p>第2章 環境保全_2節 作業に関する規制</p> <p>2.2.3 粉じん等発生作業、アスベスト除去作業</p> <p>粉じん等を発生する作業を実施する場合は環境創造局大気・音環境課と相談すること。また、アスベスト除去作業を実施する場合は、環境創造局大気・音環境課の特定粉じん排出等作業実施届出書（届出対象特定工事）に関する手続きを参照し、適切に対応する必要がある。</p> <p>事業活動に伴って発生する廃棄物は多種多様であり、その不適正な処理は生活環境の汚染の原因になっている。</p> <p>このような状況の中、廃棄物に関する法令も順次強化見直しがなされ、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化が強く求められている。</p> <table border="1" data-bbox="114 751 1048 1166"> <thead> <tr> <th>関係法令等</th> <th>対象</th> <th>担当部局等</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>産業廃棄物</td> <td rowspan="4">資源循環局 事業系廃棄物対策課</td> <td rowspan="4">671-2507</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例</td> <td>産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</td> <td>特定建設資材</td> <td>資源循環局 事業系廃棄物対策課 建設リサイクル担当</td> <td>671-3446</td> </tr> <tr> <td>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</td> <td>特定製品</td> <td>神奈川県 環境農政局環境部 大気水質課（大気環境グループ）</td> <td>210-4111</td> </tr> </tbody> </table> <p><以下略></p>	関係法令等	対象	担当部局等	連絡先	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-2507	一般廃棄物	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	産業廃棄物	一般廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材	資源循環局 事業系廃棄物対策課 建設リサイクル担当	671-3446	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	特定製品	神奈川県 環境農政局環境部 大気水質課（大気環境グループ）	210-4111	<p>第2章 環境保全_2節 作業に関する規制</p> <p>2.2.3 粉じん等発生作業、アスベスト除去作業</p> <p>粉じん等を発生する作業を実施する場合はみどり環境局大気・音環境課と相談すること。また、アスベスト除去作業を実施する場合は、みどり環境局大気・音環境課の特定粉じん排出等作業実施届出書（届出対象特定工事）に関する手続きを参照し、適切に対応する必要がある。</p> <p>事業活動に伴って発生する廃棄物は多種多様であり、その不適正な処理は生活環境の汚染の原因になっている。</p> <p>このような状況の中、廃棄物に関する法令も順次強化見直しがなされ、廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化が強く求められている。</p> <table border="1" data-bbox="1153 751 2087 1166"> <thead> <tr> <th>関係法令等</th> <th>対象</th> <th>担当部局等</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td>産業廃棄物</td> <td rowspan="4">資源循環局 事業系廃棄物対策課</td> <td rowspan="4">671-2507</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例</td> <td>産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</td> <td>特定建設資材</td> <td>資源循環局 事業系廃棄物対策課</td> <td>671-3446</td> </tr> <tr> <td>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律</td> <td>特定製品</td> <td>神奈川県 環境農政局環境課（大気・交通環境グループ）</td> <td>285-0854</td> </tr> </tbody> </table> <p><以下略></p>	関係法令等	対象	担当部局等	連絡先	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-2507	一般廃棄物	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	産業廃棄物	一般廃棄物	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-3446	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	特定製品	神奈川県 環境農政局環境課（大気・交通環境グループ）	285-0854
関係法令等	対象	担当部局等	連絡先																																						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-2507																																						
	一般廃棄物																																								
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	産業廃棄物																																								
	一般廃棄物																																								
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材	資源循環局 事業系廃棄物対策課 建設リサイクル担当	671-3446																																						
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	特定製品	神奈川県 環境農政局環境部 大気水質課（大気環境グループ）	210-4111																																						
関係法令等	対象	担当部局等	連絡先																																						
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-2507																																						
	一般廃棄物																																								
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	産業廃棄物																																								
	一般廃棄物																																								
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材	資源循環局 事業系廃棄物対策課	671-3446																																						
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律	特定製品	神奈川県 環境農政局環境課（大気・交通環境グループ）	285-0854																																						

第2章 環境保全_2節 作業に関する規制

2.3.3 建設発生土（残土）等

<中略>

① 指定処分

指定処分には大きく分けて(i)臨海部埋立地へ搬出を行う土砂輸送中継所を指定処分とする場合と(ii)広域利用を行う土砂輸送中継所を指定処分地とする場合がある。

搬入の手続は、(i)の場合は横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課、(ii)の場合は**環境創造局技術監理課**が窓口となるので、「副申書、土砂搬入申込書」等必要書類を該当窓口を持参し、「土砂搬入整理券（残土搬入券）」等の発行手続を行う。

窓 口	(財) 横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事務所	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4F 電話 671-0500
	横浜市環境創造局 技術監理課 建設発生土等担当	横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話 671-3692

② 確認処分

建設発生土（残土）の処分は指定処分が原則だが、工事主管課所長が工事施工上やむを得ないと認め、**環境創造局技術監理課長**と事前に調整が図られているとき等、限られた場合にのみ確認処分となる。

第2章 環境保全_2節 作業に関する規制

2.3.3 建設発生土（残土）等

<中略>

① 指定処分

指定処分には大きく分けて(i)臨海部埋立地へ搬出を行う土砂輸送中継所を指定処分とする場合と(ii)広域利用を行う土砂輸送中継所を指定処分地とする場合がある。

搬入の手続は、(i)の場合は横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課、(ii)の場合は**みどり環境局公園緑地維持課**が窓口となるので、「副申書、土砂搬入申込書」等必要書類を該当窓口を持参し、「土砂搬入整理券（残土搬入券）」等の発行手続を行う。

窓 口	横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4F 電話 671-0500
	横浜のみどり環境局 公園緑地維持課 建設発生土等担当	横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話 671-3692

② 確認処分

建設発生土（残土）の処分は指定処分が原則だが、工事主管課所長が工事施工上やむを得ないと認め、**みどり環境局公園緑地維持課長**と事前に調整が図られているとき等、限られた場合にのみ確認処分となる。

令和5年版(旧)	令和8年版(新)
参考文献	
<p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和4年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和4年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 「機械設備工事監理指針 令和4年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 「建築機械設備工事一般仕様書 令和2年4月」 日本下水道事業団 ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 一般財団法人日本建築センター ・ 「ガス機器の設置基準及び実務指針」 一般社団法人日本ガス機器検査協会 ・ 「DUCT STANDARDS」一般社団法人全国ダクト工業団体連合会 ・ 「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル（改訂19版）」 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 ・ 「排水・通気用耐火二層管の設計・施工マニュアル」耐火二層管協会 ・ 「給水装置工事設計・施工指針 令和4年10月改正」 横浜市水道局 ・ 「横浜市排水設備要覧 平成29年度改正版」 横浜市環境創造局 ・ 「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」 平成30年12月 横浜市健康福祉局 	<p><参考文献></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）令和7年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和7年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部 ・ 「機械設備工事監理指針 令和7年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 「機械設備工事一般仕様書 令和7年度版」 日本下水道事業団 ・ 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 一般財団法人日本建築センター ・ 「ガス機器の設置基準及び実務指針」 一般社団法人日本ガス機器検査協会 ・ 「DUCT STANDARDS」一般社団法人全国ダクト工業団体連合会 ・ 「水道配水用ポリエチレン管及び管継手 施工マニュアル（改訂21版）」 配水用ポリエチレンパイプシステム協会 ・ 「排水・通気用耐火二層管の設計・施工マニュアル」耐火二層管協会 ・ 「給水装置工事設計・施工指針 令和7年4月改正」 横浜市水道局 ・ 「横浜市排水設備要覧 令和7年度改正版」 横浜市下水道河川局 ・ 「横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」 令和7年10月 横浜市健康福祉局